

衆議院 第一百五十一回国会 経産業委員会議録 第五号

平成十三年三月二十八日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 青山 丘吉 理事 岸田 文雄君

理事 新藤 義孝君 理事 駆 浩君

理事 田中 慶秋君 理事 中山 義清君

理事 久保 哲司君 理事 達増 拓也君

伊藤 達也君 理事 石原 伸児君

小此木八郎君 理事 梶山 泰明君

田中 和徳君 理事 松野 博一君

竹本 直一君 理事 谷田 武彦君

中馬 弘毅君 理事 中野 清君

林 義郎君 理事 松野 博一君

松宮 黙君 理事 高木 敏充君

保岡 興治君 理事 山口 泰明君

北橋 健治君 理事 上田 武彦君

後藤 斎君 理事 藤木 洋子君

中津川博郷君 理事 大森 猛君

松本 龍君 理事 上田 武彦君

山田 敏雅君 理事 藤木 洋子君

西川太一郎君 理事 大森 猛君

大森 猛君 理事 山内 功君

藤木 洋子君 理事 石井 啓一君

平沼 趣夫君 理事 大島 令子君

中山 成彬君 理事 土田 龍司君

宇田川芳雄君 理事 岩田 鉄也君

大森 猛君 理事 平沼 趣夫君

藤木 洋子君 理事 中山 成彬君

西川太一郎君 理事 小林 勇造君

大森 猛君 理事 西川太一郎君

経済産業大臣 経済産業副大臣

経済産業大臣政務官 経済産業大臣政務官

政府参考人 内閣府政策統括官

政府参考人 経済産業大臣政務官

(政府参考人) (経済産業省製造産業局長)
 政府参考人 (中小企業庁長官)
 中村 利雄君

岡本 巍君

委員の異動
 二月二十八日

辞任

保岡 興治君

田中 和徳君

和田 武彦君

本案審査のため、本日、政府参考人として経済産業省製造産業局長岡本巖君、中小企業庁長官中村利雄君、内閣府政策統括官小林勇造君及び金融庁総務企画局参事官浦西友義君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

そういうことで、個人消費に火がつかないといふようなことで停滞をしていたところに、御承知のよう、アメリカのいわゆる九〇年代すと続いている好景気というのに大変ブレーキがかかって、それが輸出立国の我が国にやはり輸出減とせんか。

いう形ではね返ってきて、さらにそれが生産減。

こういうことで、昨今の株価の下落に見られるよ

うに、ようやく回復の基調が見えてきた経済に、

今言つたような形でブレークがかかつて、やはり踊り場に立ち入つた。

それからもう一方、消費者物価というのが、こ

れも戦後、先進国の中では初めてのケースであり

ますけれども、二年連続マイナスになつた。です

から、さきの月例経済報告の中でも、政府の認識

として、これはやはり緩やかなデフレのような状

況である、こういうことに相なりました。

そういう中で、今の日本の景気というのは、や

はり十分警戒をしていかなければいけない。ですか

ら、このまま放置しておくと大変厳しい状況にな

るんじゃないか、このような認識を私は持っております。

一方、私は、日本のやはりボテンシヤリティー

というのは非常に高いものがあると思つていま

す。今、数字で申し上げましたように、例えば個

人金融資産というのは千三百九十兆もあります

し、また貿易立国の日本として非常に心強いこと

です。今、数字で申し上げましたように、例えば個

人金融資産というのは千三百九十兆もあります

うに、経済界のそれぞれの分野の代表の方や有識者にも入っていただけて、かんかんがくがく議論をしながら基本的な行動計画がまとまりました。その中で、やはりどうしてもやつていかなければならないことは、この国の経済構造改革をやらなきやいけない。そういう形で、二百六十項目、それをリストアップいたしまして、そして、今ドッグイヤーと言われているような、非常に時たつのが早い。そういう中で、リストアップするだけではだめだから早くこれを達成しようということで、タイムを区切りまして、一百六十のうちの百二十は三年以内に達成する、そしてその百三十のうちの百は、これはことじゅうにとにかくめどをつけよう、こういうことで、今具体的にもう行動が始まっています。

また、さらに言わせていただくと、やはりアメリカの九〇年代の繁栄というのは、ITを中心とした情報通信の分野が非常にアメリカという国で経済にインセンティブを与えて、新産業の創出でありますとか、あるいは雇用の拡大ですか、全体の経済が膨らむ、そういう原動力になつておりますので、やはり日本も、昨年のこれも七月からでございましたけれども、IT戦略本部、IT戦略会議というのを立ち上げまして、基本方針をつくりまして、この一月からe-Japan構想、こういう形でITというものをこの国にしつかりと根づかせて、それによって経済的な発展を図る、こういうことで構想もできてしましました。

二〇〇五年までは、ある意味では宇宙壮大な一つの計画かもしれませんけれども、IT先進国アメリカをキヤッチャップして、それに追いついて追い越そう、こういうことで、これもきめ細かな、時間を区切った、そういう一つの方針を出させていただき、法整備でありますとかあるいは規制の緩和でありますとか、そういうことも今着実に進めつあるわけであります。

もう一つ、これは先生もよく御承知だと思いますけれども、やはり日本の経済を安定化させていくに出たつてどうしても一つの大きな障害になつ

てているのは、不良債権の問題でございます。

こういう不良債権の問題も、我が経済産業省は、やはり中小企業を抱えていますから、ソフトランディングということを、つ大きな受け皿にしなければならないと思っています。そういう中で、不良債権というものを、あくまで民間主導でやらなきやいけませんけれども、政府としてそれをいかに円滑に手助けしていくか。そういう対策を講じて、ネットになつて不良債権の処理の問題もあわせて進めていく。

そういうことを総合的にやつていけば、今、冒頭申し上げたように厳しい経済状況でありますけれども、しかし日本はボテンシャリティーがありますから、必ず安定的な、そういう持続的な回復基調に乗せることができる、私はこういうふうに思つております。全力で取り組んでいるところでございます。

○中津川委員 今、中小企業というお言葉が出ましたが、実は私、民主党の中の中小企業活性化ワーキングチームで事務局長をやっておりまして、さまざまな職種、それから規模の大小を問わず、たくさんの中の中小企業の経営者の方たちに国会に来ていただいて、国會議員が現場の生の声を聞くという機会をたくさん設けてまいりました。

自身も中小企業の経営者の一人であります。それを中小企業対策の政策づくりに生かしている、こういうふうに思つておるんですが、私がセミナーなどで、お金を大事にし、耐えられるように生活習慣を変えるべきだと思う。と話そうと思つています。

株価が下がった、銀行が含み資産がなくなつて大変だと云われますが、株価はほとんどやらなければいけないふうに思つておるんです。いろいろファクスでやりとりしたり、電話もたくさんいただいたりしている中でこんなファクスをいただいた、ちょっと読ませていただきます。

拝復 突然失礼なFAXでの書状に対し、とても国政でお忙しい中ご丁寧なご返事をいただきただただ恐縮しております。日本の国に自信を持ち、国を愛してくださっている若手の議員さんが沢山おられる云うことを知り、ほつとしています。本当に有り難うございました。

これからなんですが、

特に今年に入つてからは、取引先や友人が不渡りをつかまされたり、当社も大きな不渡りを食らいました。一方不渡りを出さなければならなくなつたから、弁護士を紹介してくれと云うような話を多くなり、厳しさがどつと押し寄せてくる様な感じです。小さな会社でも民事再生法を申請するのに四、五百万円ぐらいかかり、破産するのも二、三百万円とのこと、もう家も取られ住むところもなくなるし、どうしたらいいものかと自嘲気味に云われると、同じ経営者として人ごとでないと心が痛みます。

私たちのような中小企業は誰も助けてくれませんので、自分で自分の会社を守らなければなりません。四月からの新年度に入るに当たつて、社員に対し、

以降、黒字で太く書いてあるんですが、景気の回復を絶対に期待してはいけない、今のような状況が当たり前であると思え。物価はまだ下がり、中途半端な企業は潰れ、失業は更に増える、そして人件費も下がるだろう。極論すると、「日本人の人工費が二分の一の水準になり、一ドルが「百円」にならないと、国際競争に勝てないから、そこまでは下降が続くつもりで、お金大事にし、耐えられるように生活習慣を変えるべきだと思う」と話そうと思つています。

株価が下がった、銀行が含み資産がなくなつて大変だと云われますが、株価はほとんどやらなければいけないふうに思つておるんです。いろいろファクスでやりとりしたり、電話もたくさんいただいたりしている中でこんなファクスをいただいた、ちょっと読ませていただきます。

そういう中で、経済産業省といつましても、議員の皆様方のお力をいただいて、そういう貸し渋りに対しては、最初は二十兆でスタートしたんだけれども、三十兆にふやしまして、特別保証制度をやらせていただき、それが百六十万件を超す御利用をいただき、保証総額も一十七兆五千億、こういう形になりました。そういう意味では一生懸命対策も講じてまいりました。

そういう中で、先ほど私が触れました、いわゆる産業サイドが抱えている不良債権を処理するに当たつては、やはりある意味では痛みが伴いまます。そういう痛みが伴うことを最小限にしなければならないためのセーフティーネット、こういうものを着実に私どもは実行することによつて、中

本たたきでBIS規制などと言う歐米が勝手にルールを変更したのに従う必要があるのかなと

素人考えですが疑問を感じます。景気が悪いと云つても日本の貿易収支はズーッと黒字で、貸付金がいっぱいある日本には日本のやり方が有るのだと云うくらいに聞き直つて良いのではありませんかと、大変無責任ですが云いたくなります。

つい調子に乗つて勝手なことを申しました。どうぞお忙しいでしょから返事などは無視して結構です。ぜひこの恵まれた日本を守つて下さるよう心から御願いいたします。

平成十三年三月十五日

○平沼国務大臣 私のところにもメールやファックスが入つてまいりまして、やはり同様の御意見を私の地元からもいただいております。

感想をいただきたいと思います。

○平沼国務大臣 私のところにもメールやファ

クスが入つてまいりまして、やはり同様の御意見を私の地元からもいただいております。

日本には企業の数が五百万社以上あるわけありますけれども、そのうちの九九・七%が中小企業であります。そのため、日本の経済のまさに屋台骨を担つていただいている中小企業というものが、今

の状況の中で非常に厳しい、そういう立場に置かれているということは私もよく承知をいたしております。

そういう中で、経済産業省といつましても、議員の皆様方のお力をいただいて、そういう貸し渋りに対しては、最初は二十兆でスタートしたんだけれども、三十兆にふやしまして、特別保証制度をやらせていただき、それが百六十万件を超す御利用をいただき、保証総額も一十七兆五千億、こういう形になりました。そういう意味では一生懸命対策も講じてまいりました。

そういう中で、先ほど私が触れました、いわゆる産業サイドが抱えている不良債権を処理するに当たつては、やはりある意味では痛みが伴いまます。そういう痛みが伴うこと最小限にしなければならないためのセーフティーネット、こういう

日

になつてさしあげなければならない、こう思つています。

今メールをお読みいただきましたけれども、私

も中小企業を実際に経営されている方々のそういう状況、というのはわかつております。ただ、そ

うことを解決していくためには、やはりいろいろな手だてをして全体の経済というものをよくし

いかなければならない。そういう意味では、先

ほどのお答えで申し上げましたように、やはり日本

の経済というのはボテンシャリティーがありま

すから、適切な対策を講じながら、この国の景気

をでき得べくんば、なかなか難しいと思いますけ

れども、しかし三%ぐらいの成長率を達成できる

ような状況をつくっていくということがやはり大

局的に見たら私は一番いい方法ぢやないか、こん

なふうに思つております。

○中津川委員 実は、昨年十一月十七日の商工委

員会で中小企業の融資問題について質問させてい

ただきまして、當時、堺屋経企画部長官が、来

年は本格的に景気がよくなると。この本格的とい

う言葉がいまだに頭にこびりついています

が、すぐおやめになつちやつたので、よくならな

いのかなと当時思つたんですが、今結果として、

堺屋長官のこの考えがちょっと外れているという

状況にあるかと思うんです。とにかく経済指標は

ことごとく悪いし、自殺の数も四十年、五十年代が

多いんですね。みんなローン返済をそれで埋め

合わす、非常に多いということを、資料を取り寄

せて、今深刻に私も思つておるんです。

そこで、大臣に私が同じその商工委員会で、中

小企業対策について、特に融資の問題で、担保至

上主義から脱却して、経営者の人物、人柄、そし

て事業計画等を考慮してこれから融資していくべ

きではないかといふことを質問しました

ら、平沼大臣も、全くそのとおりだとおっしゃつ

て、たしか住友銀行の頭取のお話をとうとうと述

べられて、私も大変感銘を受けました、さすがだ

など。この間、ちょっとビデオでまたひっくり返

して見たんですが、さすが、後日、次期首相候補

とマスコミでも取り上げるぐらいです。

日本の担保至上主義、アメリカと比べて五十年

おくれております。特に日本は、借りる方が一〇

〇%責任で、貸す方は大して責任じやないん

ですが、アメリカの方は、貸す方だってファイ

ティー・ファイティーだというような法整備が

しつかりされているわけです。今我々の党もそん

な法律もつくつているけれども、そういう経営者

の話を聞きますと、どうも貸し渋り、貸しはがし

が進んでいます。これは特例のことではなく、ただ

いま例を申し上げた人も、立派な経営者で、リード

的な方で、中小企業庁の方で紹介された経営

者なんですよ。

ですから、ここで私はお聞きしたいんです。

大臣は昨年、政府系金融機関の中で、大臣の答弁に

対してどのように取り組まれたのか、これが第一

点です。それから、この一月、二月、信組、信金

に対する調査が中小企業の融資に悪影響を及ぼし

いるんですが、大臣はそのところをどう考えて

いるのか。また、民間の金融機関、銀行ですね、

これもちょっとひどいというような現場の声を非

常に聞くんですが、これは金融庁になるんです

か、どのような指導監督をしているのか。三つ質

問をさせていただきます。

○平沼国務大臣 まず、私が昨年の十一月の先生

の御質問に対して答弁をさせていただいて、住友

銀行の小倉正恒さんの話を出させていただいた、

そのことを覚えていていたので大変ありがたい

動に支障を生じる中小企業に対しては、担保提供

が困難な場合も少なくない、このように考えられ

ることから、政府系金融機関においては一時的

免除する、こういう貸付制度を、先般、秋の経済

対策で整備をさせていただきました。

もちろん、これらの融資制度以外においても、

免融資を行つた融資を行つべきことはもちろんあります。

もう、これは委員御承知のとおり、ことしの、月十

九日から三月一日まで三十七都道府県におきまし

て、現状、そういう貸し渋りを含めてどういう状

況になつてゐるか、こういうことで中小企業庁の

幹部を今申しました三十七都道府県に派遣いたし

まして、そして各地域の、これは都銀から始まつ

て地銀、第二地銀、それから信用金庫、信用組

合、それから政府系金融機関、こういったところ

で実際にヒアリングを行つて金融情勢の把握をい

たしました。

そこで、そうした実情というものは、特に平成

二十年に貸し渋りというのは物すごい状況になつた

わけでありまして、そういう中で、先ほど言つた

特別保証制度の創設をさせていただきましたけれ

ども、少なくとも政府系金融機関においては、多

様な中小企業の資金調達ニーズにおこなえをする

ために、担保に乏しくとも高い技術力等を有して

おり成長が見込まれる中小企業、そういうものに

対して、新株引受権つき社債、ワランティ債など資

金供給の円滑化を図るために施策を充実してまい

りました。これは成長新事業育成特別融資、中小

資産というのを十分に有していないわけでありまして、それゆえにバブル崩壊後、担保価値がさなきて、現状、そういう貸し渋りを含めてどういう状況に置かれて、資金繰りにもそれがもろに影響を与えている、私はそのとおりだと思っていま

す。

そこで、そうした実情というものは、特に平成

二十年に貸し渋りというのは物すごい状況になつた

わけでありまして、そういう中で、先ほど言つた

特別保証制度の創設をさせていただきましたけれ

ども、少なくとも政府系金融機関においては、多

様な中小企業の資金調達ニーズにおこなえをする

ために、担保に乏しくとも高い技術力等を有して

おり成長が見込まれる中小企業、そういうものに

対して、新株引受権つき社債、ワランティ債など資

金供給の円滑化を図るために施策を充実してまい

りました。これは成長新事業育成特別融資、中小

公庫でござりますけれども、実績としては、今、

八十三件、六十・億九千一百万でございまして、

このうち、今申したワランティ債、そういう新株

引受権つき社債、これに関しては十二件、五億八

千百万、こういうような実績が出ております。

また、経済的、社会的環境の変化により事業活

動に支障を生じる中小企業に対しては、担保提供

が困難な場合も少なくない、このように考えられ

ることから、政府系金融機関においては一時的

免融資を行つた融資を行つべきことはもちろん

あります。

それに対して、民間金融機関は、業績の比較的よ

く中小企業には積極的にお金を貸しましよう、こ

ういう融資姿勢に転じている。しかし一方におい

ては、芳しくない企業についてはより条件を厳し

くする、こういうようなことで二極化になつてい

る、こういう傾向がはつきりいたしました。

また、信用金庫、信用組合を初めとして、今御

指摘の、非常に遺憾なことでありますけれども、

金融検査の取り扱いが中小企業向け融資に及ぼす

影響、検査が厳しいからなかなか応じてくれな

い、そういう現場の声も強くなつてくる、そういう

懸念の声が上がつていて、私どもとしては、

残念なことだと思つております。やはり政府系金

融機関というのは、そういうためにもお役に立つ

ていかなければいけない、このように思つております。

また、信用金庫、信用組合を初めとして、今御

指摘の、非常に遺憾なことでありますけれども、

金融検査の取り扱いが中小企業向け融資に及ぼす

影響、検査が厳しいからなかなか応じてくれな

い、そういう現場の声も強くなつてくる、そういう

懸念の声が上がつていて、私どもとしては、

残念なことだと思つております。やはり政府系金

融機関というのは、そういうためにもお役に立つ

ていかなければいけない、このように思つております。

それから、二つ目の御質問でございますけれど

政府系金融機関においては、中小企業の事業内容

に着目した融資を行つべきことはもちろんあります。

まして、昨年の秋以来、実際の出先にはそういう

形をとつて、そして親身になつて御相談に乗る、

こういうことを私は奨励しているわけでございま

す。

○浦西政府参考人 お答え申し上げます。

御質問の点、二点でございますが、一つ、信用

組合等に対する検査の問題、それから第二点は、

金融機関の担保主義についての御質問だと思っていま

すので、お答えさせていただきます。

まず、信用組合等に対します検査でござります

が、信用組合につきましては、御承知のように、昨年の四月から都道府県の検査から金融庁、財務局の検査に移つたわけでございます。いわゆる金融検査マニュアルに基づいて検査を行つてゐるわけでございますが、検査を受けられました信用組合から、検査が従来の都道府県の検査に比べて非常に厳しいという御指摘もいたいであります。

ただ、大手行と違ひまして、信用組合の融資されている先は、例えば帳簿等も必ずしも十分に整つていらないといつてもござりますので、金融庁といたしましても、形式的な帳簿等の中身から判断するだけではなくて、実態に即した検査を行つようについてことで検査官を指導しております。また、その検査官をさらに指導するためには、指導官を派遣いたしまして、実態に即した検査になるよう努めています。

それから第一点目の、担保主義の問題でございまして、金融機関も、いわゆる担保至上主義というものは大変問題だという認識をしておりまして、いわゆるキャッシュフローに基づきました信用の判定定めることで努力しております。例えば、中小企業の信用リスクを点数化するシステムを開発いたしまして、無担保で、短時間のうちに審査し融資を実行する、そういうこともしております。それから、金融機関もリテール志向ということで、中小企業向け金融あるいは消費者向け金融に力を入れて、いこうということで、今努力をしています。

○中津川委員 銀行が特にひどいんですよ、金融の問題に対して、今お答えになつたこととが本当に円滑に行われているか、本当にここ一、二年がやはり中小企業は正念場ですから、これらも今の答弁を本当に現場の中で徹底してもらいたい、指導監督をお願いしておきます。

昨年末の信用保険法改正で、一般無担保保証が拡充されて五千万円から八千万円に膨れて、それから第三者保証人の徵求免除範囲も一千五百萬から五千萬になつた。こういうふうに、見た目は、大変中小企業の立場に立つた融資の制度になつて

いる。また、条件変更も、運転五年、設備七年と、昨年の四月から都道府県の検査から金融庁、財務局の検査に移つたわけでございます。いわゆる金融検査マニュアルに基づいて検査を行つてゐるわけでございますが、検査を受けられました信用組合から、検査が従来の都道府県の検査に比べて非常に厳しいという御指摘もいたいであります。

ただ、大手行と違ひまして、信用組合の融資されている先は、例えば帳簿等も必ずしも十分に整つていらないといつてもござりますので、金融庁といたしましても、形式的な帳簿等の中身から判断するだけではなくて、実態に即した検査を行つようについてことで検査官を指導しております。また、その検査官をさらに指導するためには、指導官を派遣いたしまして、実態に即した検査になるよう努めています。

それから第一点目の、担保主義の問題でございまして、金融機関も、いわゆる担保至上主義というものは大変問題だという認識をしておりまして、いわゆるキャッシュフローに基づきました信用の判定定めることで努力しております。例えば、中小企業の信用リスクを点数化するシステムを開発いたしまして、無担保で、短時間のうちに審査し融資を実行する、そういうこともしております。それから、金融機関もリテール志向ということで、中小企業向け金融あるいは消費者向け金融に力を入れて、いこうということで、今努力をしています。

○中津川委員 銀行が特にひどいんですよ、金融の問題に対して、今お答えになつたこととが本当に円滑に行われているか、本当にここ一、二年がやはり中小企業は正念場ですから、これらも今の答弁を本当に現場の中で徹底してもらいたい、指導監督をお願いしておきます。

昨年末の信用保険法改正で、一般無担保保証が拡充されて五千万円から八千万円に膨れて、それから第三者保証人の徵求免除範囲も一千五百萬から五千萬になつた。こういうふうに、見た目は、大変中小企業の立場に立つた融資の制度になつて

いる。また、条件変更も、運転五年、設備七年と、貸し渋り、貸しはがしに遭つたり、また、貸しはがしが全部自分の体までされ、もうだめになつちゃつたらほう投げられるというような日本の現状でして、とにかく中小企業、これにポイントを当てることが僕は景気回復の一一番大きなボイントだと思いますので、今まで御答弁いただきたいことをひとつ実行してもらいたいということをお願い申し上げて、次に、伝統法、伝統的工芸品の振興に関する法律についての質問をさせていただきます。

時間の関係もありますので、少しまとめて質問したいと思うんです。

実はこれは四十九年に議員立法で成立して、それで長いことやつてきたわけであります。今まで法律が改止されるということであります。今まで組合中心だったのが、今度、個人を中心化が広がるというようなことも聞いております。

そこで、私、地元で調べてみました。私のところは東京の江戸川区、下町であります。そこで、区伝統工芸会というのがあるんですね。そこで、江戸刺しゅうとか江戸風鈴、指物、陶芸、和紙工芸、伝統的な技術を持つた約二十一五名の方が会員でおられるわけであります。そして、江戸川区で今回の伝産品に該当する職種というのが七つあるんですが、これに該当しないものもたくさんあるのですが、これに該当しないものもたくさんあるわけですね。

なおまた、今後、この特別保証制度が終わります後、不ガティリスト方式がかわるわけでございますが、例えば欠損が生じても早期に業況回復とかあるいは利益計上が見込まれる、こういつたことがあります。たことにつきまして彈力的に取り組めるようになります。そこで、今いろいろなことを講じておるところでございます。

○中津川委員 先ほどもお話をありましたように、日本は九九・七%が中小企業でありますし、そこで八割が雇用されている。中小企業も、景気のいいときは税金をたくさん払つてゐるわけですよ。所得税、住民税、それから事業所税、何か七つぐらいあるそうでありますね、会社を持ってい

れば固定資産税と、ところが、「たんだめになる」と、貸し渋り、貸しはがしに遭つたり、また、貸しはがしが全部自分の体までされ、もうだめになつちゃつたらほう投げられるというような日本が「なかなか売れない実状である」というようなメセセジをいたいたんですけど、これは伝統工芸の職人たちの切実な訴えだと僕は思うんであります。

そこで、伝統工芸品として五つの条件があると、いうふうに聞いています。これはもつと枠を広げるという意味で緩和できないのかという点が、点、それから、その指定を受けられない人たちへ、この機会にどのような支援を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

伝産法の指定に当たりまして、一定の地域に集積する伝統的工芸品の製造事業について、将来とも存続していくける基盤があるということを前提にしてその産業の振興を図るというのが法律の大きな目的かと存じます。

具体的には、指定に当たりまして、産業と呼ぶにふさわしいある程度の集積規模があるということを要件とされておりまして、この点は、立法当初の国会における御審議の過程でも、原則として十企業以上、あるいは従事者の数で三十人以上となるべきである。従事者の数で三十人以上というものが産業としての集積の一つのメルクマールという御答弁が先生方の間でもあつたというふうに私も承知しておりますが、こういつたものをしんしゃくしながら、今の指定の基準というのを定めているところでございます。

こうした基準に達しない小規模な産地とか、あるいは極端な場合には、事業者しかいらっしゃらないというような場合には、この法律による施策が組織していないような場合には、この法律による施策の対象にすることについては制約があるという点について、御理解をいただきたいと思います。

なあ、今回の法律改正で、いわゆる産地の組合が組織していないような場合には、この法律による要素を緩和する、そういう改善は試みていろとございまして、そういうことによつて対象の範囲を広げるということもあろうかと思

ますし、さらには、この法律に基づく直接の施策ではございませんけれども、業界の取り組みでありますとか中小企業施策というようなところで、そういう方々についても応援をしていくという道、あるいは工夫の余地はあるうかと思います。

○中津川委員 今回の伝産法改正というのには、かなりの前進だと思うんですね。それは大変評価するんですが、評価するんですが、今、御答弁にもありましたように、地場産業を育成するという観点、そういう点からはなるほどと思うんです。が、組合組織じゃない個人、この個人でも、たしか三十人ぐらいだというふうに私、聞いておるんです。

ふと思つたんですが、沖縄にヤンバルクイナという鳥がいるんですが、例えばこれが三十羽以上いれば天然記念物で、トキは今一羽しか日本にない、だからこれは天然記念物じゃないというよう、例えが適當かどうかわからないですけれども、ちょっとそんなことを思いました。これは文化的な側面もありますので、文化庁との兼ね合いも当然あるでしょうけれども、この機会に、やはりそういう守られて、伝統工芸に携わる職人たちを、少ないから逆にまた意味があるということもありますので、篠原さんの風鈴屋さんのようないいところを感じておりますので、ぜひ実際に、伝統工芸品を製造している人たちといふのは、とにかく職人さんですので、自分たちに一体どういう助成があるのかとか、どういう地域の中でも広がりを持つて、どういう組合に入るかといふのも余りわからない人もたくさんおりますので、この機会にひとつ国及び地方公共団体の政策のPR、これも国と地方の行政が連携していくということも必要だと思いますので、私の意見だけを述べさせていただきたいと思うんです。

それと、もう一つなんですが、この篠原さんから聞いたんです。今まで、浅草なんかの植木市でつるして、風鈴は全部自分のところでやつていた

けれども、やはり最近は中国から製造されたもののが入ってきてるということで、海外からの輸入増加というものも伝統工芸品にかかる需要低迷の一因になつてているのかなと思つたんです。この問題についてどう考えているのか、そしてまた、こんなよくな例があるのか。これからまた出てくると思うんですが、お聞きしたいと思うんです。

○平沼国務大臣 伝統工芸品にもなつてゐる陶磁器等の生活用品については、一般的に、国内景気の低迷の中で、一般家庭用業務用とも生産、販売が減少するとともに、特に数量ベースではここ数年、今御指摘の風鈴に限らず、そういうしたもののがお隣の中国から低価格で入つてきて、その輸入が大変増大をしているわけであります。

そういう中で、輸入品のこうした増加への対処としては、やはり安易に輸入制限的な措置に訴えるのではなくて、ますもつて伝統工芸品の価値を消費者にしつかりと認識してもらうことが必要だと私は思いますし、製品の差別化への取り組みを強化する。そういう江戸風鈴なら江戸風鈴で、非常に伝統に根づいて、そしてその独特な風合いをしてまた独特の美しさ、そういうものを持ったものを、これはやはりずっと続いてきたものだ、消費者にしつかりと認めてもらおうことが必要だと私は思いますし、製品の差別化への取り組みを強化する。そういう江戸風鈴なら江戸風鈴で、非常に伝統に根づいて、そしてその独特な風合いをしてまた独特の美しさ、そういうものを持った

○松本委員長 松本龍君。
○松本龍委員 おはようございます。民主党の松本龍であります。

この伝産法ができる昭和四十九年、振り返ってみると、大臣は当時三十五歳だと思いますけれども、前年の秋にまさに石油危機、オイルショックがありまして、暗い昭和四十九年暮あけだったというふうに思つております。日本では田中内閣が崩壊をし、アメリカではニクソン大統領が失脚をしたのもこの年であります。また、ちなみに、ミスター・ジャイアンツ、長島茂雄さんが引退されましたのもこの年であります。

つまり、何かと暗い状況の中での伝産法が春に議員立法で成立をした。このことは、伝統産業に携わる人あるいは手にすべらしい技能を持つた人たちに対して、筋の光明を与えたというふうに思つております。事実、これから五年の間ぐらいいふべきだと思つております。

○中津川委員 今回、伝産法にかかる予算が五億から十億に増額されたということ、これは大変評価すべきだと思うんですね。それは、伝統工芸

品とその職人たちを国を挙げて育成するという意味であります。もちろん大きな経済的な側面があります。もちろん大きな側面ですけれども、一方で、日本の文化、伝統を保護の危機にあるのではないか、そういう危機感さに重要な意味合いを持つものだと思うんですよ。

そういう意味で、この予算が一人一人の職人さんのところに、具体的に懷の中に入っていくようになりますと、現実的に助成されること、つまり、途中でいろいろなイベントとかなんとかわからないところに使われないようにならが助成されることを、そしてこの十億円が本当に生かされることを切望しまして、私の質問を終わらせていただきま

す。

○中山副大臣 ただいま法律制定時のところからの話がございましたけれども、御指摘のように、ブル崩壊後の十年にも及ぶ経済的不況の中で、生産をとり巻く環境は極めて厳しいものがござります。

今、松本委員から御指摘がありましたように、例えば先上高は、昭和五十八年をピークにこの十五年間でほぼ半減しております。また、企業数も、三万四千社、昭和五十四年でございますが、減りましたけれども、一万八千社に落ち込んでおりましたけれども、一方八千社に落ち込んでおります。従業者数につきましても、昭和五十四年に一十九万人であったものが、今や十一万人に縮小している。後継者の確保も深刻化しているというふうな状況でございます。

こうした厳しい情勢の一方で、伝統的工芸品産業にとつて追い風ともいうべき以下のような明るい兆しも見えております。例えば、最近の傾向としては、国民のニーズが生活の量的不足から質的不足へと変化しまして、生活にゆとりと潤いを求める動きがあらわれてきている中で、生活用品についても、これを満たす質の高い製品が求められるようになつてきてることと、あるいはまた、近年、グローバルゼーションが進み洋風化が進む中で、一方では和風の生活様式に対する関心が高まつてきているというふうな動向もあるわけでございます。

こうした動きが直ちに伝統的工芸品の需要拡大に直結するところまで言つておられますけれども、しかし、少なくとも、伝統的工芸品の企業数あるいは生産額で半分になつておりますし、従業者数も三分の近くになつております

品産業の意義に対する再評価に結びつく明るい材料である、このように考えております。

さらに、伝統的工芸品の产地の側におきましても、個々の事業者やグループが産業の活性化のために意欲的な取り組みを実施する例や、产地間連携により新たなライフスタイルを消費者に提案する創造的な取り組みを実施する例など、意欲的な取り組みを行う製造事業者の出現といった新しい事態も見られるわけでございます。

私どもいたしましては、こうした新しい動きに期待しながら、本法改正に基づく諸施策を積極的に推進いたしまして、伝統的工芸品産業の維持発展に精いっぱい努めてまいりたい、このように考へておきます。

○松本(龍)委員 明るい兆しが見えておりますと、月例経済報告のようなそういう言い方は、私はもうやめた方がいい、厳しいところをやはり見ていかなければならぬとあえて申し上げておきたいと思います。

この法律は、私は二つの側面があると思うんです。一つは、法律の名前のようく産業振興政策、地域の振興政策、国と地域が一体となって伝統産業を育てようという経済の活性化を目指した、ある意味では経済的な側面。もう一つは、すばらしい技能を持つた人たち、そのわざをどう継承していくのか、厳しい環境の中でどうやって物をつくり続けていくのかといった、ある意味では文化的な側面。

つまり、経済的な側面と文化的な側面がこの法律にあると思うんですけれども、あえて言わせてもらえば、今までは後段の部分、つまり文化的な側面が弱かつたような気がいたしております。先ほど参考人からお話をありましたけれども、技術というのは、私はある意味ではコンピューターに置きかえられると思います。ところが、技能、手が覚えたわざというのはコンピューターには置きかえられない、つまり後に統いていかない。そういう意味ではこの側面にもっと重きを置く必要があるんだろうというふうに思つてお

りますけれども、こういう二つの側面があるということの御認識はありますか。

○岡本政府参考人 先生御案内のように、この伝産法は、伝統工芸品の製造の事業というのを産業として振興するというのが大きな目的かと存じますが、そういった伝統的工芸品産業を振興するに当たって、まさに先生今おっしゃった、技術、技能、そういうものを継承していくこと、いうことも重要な課題でございます。したがって、それを支援するということも法律の中ににらんでいるといふのは先生御案内とのおりでございます。

他方で、やはりこの法律の大きな目的というこの、産業として一つの集積を持って一定の基盤を持つておられるという実態を伴わない場合に、この法律による直接の施策の対象とするというところにはおのずから制約があるという点については、御理解を賜りたいと存じます。

○松本(龍)委員 対象にしてほしいとかそういうことは私は言つております。この法律がそういう二つの側面があるということをさつき申し上げました。

現在、全国で百九十四品目が指定をされています。先ほど中津川さんが言われましたけれども、法律の二条一項で指定要件があつて、五つほど挙げられています。その中で、「一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。」とあります。なかなか難しい日本語ですけれども、運用で、少なくない数の者は十以上の事業者または三十名以上の従業者などを意味するとあります。

まず、お尋ねしたいんですけども、途中で人間が少なくなってきてこの要件が満たされなくなっていく、そういうときに指定を外されることがあるわけですか。

○岡本政府参考人 論理的には、今先生が御指摘

地の実態というのを踏まえながら法律の運用に当たらせていただいているところでございます。

○松本(龍)委員 さつき申し上げましたように、この時代が変わってきているという認識だけは持つていただいて、さつき言った文化的な側面も、もつときめの細かい作業をしていただきたいといふのは先生御案内のとおりでございます。

ですから、この指定要件の運用ですけれども、技能の継承とか後継者の育成とかいった点から見て、ヤンバルクイナとトキの話じゃありませんけれども、もっと弾力的に見直す必要があるんだろうというふうに思います。もう一度御答弁をお願いいたします。

○岡本政府参考人 先生御案内のように、今の企業あるいは三十人以上の従事者というのは、立法当初の御議論の経緯というものを私どもも勘案させていただきながら、今の指定の要件として定めているところなのです。

先生の御指摘に関連して、一つ、私どもも大変悩ましいところだと思っているんですけれども、今百九十四の产地を指定させていただいております。それで、上以上の企業がある、あるいは三十人以上の従事者の方々がいらっしゃるという外形的な基準を満たしてなお指定に至っていない、そういう意味で、予備軍とも言える产地の数が百九十四に相当する数を上回るぐらい実は控えていらっしゃつて、そういう次に控えていらっしゃる方々、中には、今回の要件の緩和というようなこともあって指定に向けての準備をされるかと思うんですけども、そういうところを逐次この法律の施策の対象にしていくところが、一つ、課題としてこれから勉強させていただかなればならないかと私ども思つております。

そういうものとあわせて、今おっしゃった基準を大きく戻るようなところをどうするかという点について、なお大変難しい問題でございますの

で、引き続き勉強させていただきたいと思つております。

○松本(龍)委員 当時の振興とかいうところともう時代が変わつてきているという認識だけは持つていただいて、さつき言った文化的な側面も、

なぜこういうことを言うかといいますと、私の町に、博多曲げ物という伝統産業がありまして、

それがいい。ということは、やはり少くなつてきてもこの産業を育てていこうと、いうみんなの合意というものがそこにあって、そういうことが行われていないというふうに私は思つております。

ですから、この指定要件の運用ですけれども、技能の継承とか後継者の育成とかいった点から見て、ヤンバルクイナとトキの話じゃありませんけれども、もっと弾力的に見直す必要があるんだろ

うというふうに思います。もう一度御答弁をお願いいたします。

○岡本政府参考人 先生御案内のように、今の企業あるいは三十人以上の従事者というのは、立派な企業であります。ただ、一人しか今やつておられません。この人を指定しろというわけじゃありません、それはもう無理な話ですけれども。

この技能を持つておられる方と私は一時間ぐらいた話をしたのです。昭和四十九年の段階でもう既にこの要件を満たしておられませんでしたから、指定の申請もされなかつた、こういう状況で今まで続

いてまいりました。

先ほど局長が言われたように、産業振興、地域振興だから、一人产地みたいな方々になかなか手が届かないということは百も承知をいたしております。ただ、二十年前から半減あるいは三分の一という状況をかんがみて、やはりそこに手をこまねいでいるわけにはいかない、もっと何らかの方策が必要だろうということを申し上げておきたいと思います。

大臣にお尋ねをいたします。

福岡県や市では、逆に、十名以下の伝産法の外にある人たちをバックアップするシステムがあります。ある銀行では、そういう伝産法の外にあります。ある人産地一人職人みたいな方々をバックアップする、メセナといいますか、フライアンソロビといいますか、そういうことを支援していることもやつておられます。

そういう意味で、先ほど言った博多曲げ物の柴田さん、私、大体十五分ぐらいで帰ろうかなと

思つていたら、一時間ぐらい話し込んでしまいまして、この人が言った言葉で大変印象深い言葉がありました。というのは、私はお金ももらつても何の足しにもならぬ、足しにはなるんでしようけれども、そういう言い方をされました。職人の誇りとして、自分が一番つらいのは後を継ぐ者がいることだ、後継者がいないことが一番つらい、まさに日本の伝統をどう残すかというのを政治家の皆さん、考えていただきたいということを、もう七十過ぎの方ですけれども、言われました。お金は要らないけれども、後継者、後継ぎが欲しいという彼の思いは非常に胸に迫りました。そういう意味で、後継者問題も含めて、これらの伝統産業に対する大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○平沼国務大臣 今の御地元の博多曲げ物の柴田

さんのお話を伺いまして、長年、博多の地で培つてきたそういう伝統工芸の技術というもののが後継者がいないということで、これをこの代限りでなくしていくことは非常に日本にとつても大きな損失だな、そういう感じで聞かせていただいたわけ

であります。

したがいまして、今メセナのお話をありまし

た。地域の皆様方がそういう形で伝統工芸を守る

う、そういう動きというのは非常に重要なことだ

と思っております。今この法律では、産業振興と

いう一つのコンセプトの中でやつております。で

すから、政府といたしましても、こういう状況と

いうことは、発想をかえて、新たな観点で対策を講じいかなければいけない、そういう中では、

文化庁とも連携をとりながら、こういう危殆に瀕

するものでありますけれども、しかしながら、お話を伺つてつくづくそういうふうに思わせていただ

きました。

○松本(龍)委員 前向きの御答弁、本当にありが

とうございました。きめの細かい作業をこれから

思ついたら、一時間ぐらい話し込んでしまいまして、この人が言った言葉で大変印象深い言葉がありました。というのは、私はお金ももらつても何の足しにもならぬ、足しにはなるんでしようけれども、そういう言い方をされました。職人の誇りとして、自分が一番つらいのは後を継ぐ者がいることだ、後継者がいないことが一番つらい、まさに日本の伝統をどう残すかというのを政治家の皆さん、考えていただきたいということを、もう七十過ぎの方ですけれども、言われました。お金は要らないけれども、後継者、後継ぎが欲しいという彼の思いは非常に胸に迫りました。そういう意味で、後継者問題も含めて、これらの伝統産業に対する大臣の見解をお聞きしたいと思います。

臣、お願ひをしたいというふうに思います。

○岡本政府参考人 産地プロデューサーの追加が今度入つております。

すけれども、具体的にちょっとお話を聞かせて

いただきたいと思います。

○岡本政府参考人 産地プロデューサー、今度の

法律改正とあわせて新たに予算措置を講じて進め

ていきたいと考えております。

産地の事業者の方々と一緒にになって、どういう

ものを開発してどういうチヤネルでそういうもの

を売つていくか、それから、どういうものを開発

するかという場合には、単に単品だけじゃございませんで、例えばテーブルのコーディネーターであ

りますとか、インテリアのコーディネーターであ

りますとか、そういった方々のアドバイスなんか

もいただきながら、産地の伝統工芸品を使って新

しいものを開発する、新しい顧客層を開いてい

く、販路を開拓していく、そういうことに向けて

の総合的な戦略づくりというのを産地ごとにやつ

ていいこう、そういうものでございます。

○岡本政府参考人 法律に基づく直接の施策とい

うことでは、先ほど申し上げましたような制約が

ありますけれども、それを離れて伝産協会で

やつていくような事業、それに対して私どもは補

助をするということで、今度の産地プロデュー

サーもそうですが、そういうふうにやつたも

のについて、できるだけ伝統工芸品の事業に携

わっている方を幅広くお手伝い申し上げるとい

う方向に向けて、先生の御指摘につきまして早速に

勉強させていただきたいと思います。

○松本(龍)委員 私のところは、博多人形やさつ

きの曲げ物があるんですけども、自分たちは物

づくりしか知らない、これしか知らない、だからそ

うが多いわけですから、そういうものが本当に

動き出すと、大きな効果があると私は思いますが

れども、鋭意頑張つていただきたいと思います。

○松本(龍)委員 私もこの伝産法の関係でいろいろな方々にモニターをしてきたんですけども、

この間、博多人形の組合に行きましたら、博

人形四百年祭という絵はがきがありまして、これ

は郵政省とタイアップをして絵はがきをつくつ

て、こういう何枚かの博多人形の写真を撮った絵

はがきなんですねけれども、これが非常に好評だつ

たというふうに聞きました。

こういういろいろな方法があると思うんです、

国を擧げてこういうものを振興していくという

ことであれば、あるいは、在外公館なんかにも、

海外にある日本の施設なんかにも、かえつて日本

よりも海外で今注目されているものがある、手に

芸とかそういうマッチングをさせる、見合いをさせ

ることは、さつき書いたような伝産法の外にある

人たちにもどうか周知をして、こういう方法があ

りますよ、こういう人たちがいますよというのも

やつた方がいいと思うんです。

ですから、三、四人しかいない、あるいは一人

しかいない人たちにも、こういう産地プロデュー

サーのシステムをマッチングさせるということとも

必要だと思いますけれども、そういううきめの細か

い作業もされるおつもりはありますか。

○岡本政府参考人 法律に基づく直接の施策とい

うことでは、先ほど申し上げましたような制約が

ありますけれども、それを離れて伝産協会で

やつていくような事業、それに対して私どもは補

助をするということで、今度の産地プロデュー

サーもそうですが、そういうふうにやつたも

のについて、できるだけ伝統工芸品の事業に携

わっている方を幅広くお手伝い申し上げるとい

う方向に向けて、先生の御指摘につきまして早速に

勉強させていただきたいと思います。

○松本(龍)委員 私のところは、博多人形やさつ

きの曲げ物があるんですけども、自分たちは物

づくりしか知らない、これしか知らない、だからそ

う多いわけですから、そういうものが本当に

動き出すと、大きな効果があると私は思いますが

れども、鋭意頑張つていただきたいと思います。

○松本(龍)委員 私もこの伝産法の関係でいろいろな方々にモニターをしてきたんですけども、

この間、博多人形の組合に行きましたら、博

人形四百年祭という絵はがきがありまして、これ

は郵政省とタイアップをして絵はがきをつくつ

て、こういう何枚かの博多人形の写真を撮った絵

はがきなんですねけれども、これが非常に好評だつ

たというふうに聞きました。

ただ、登録システムとかいろいろこれからある

わけすけれども、速やかに、早く情報を流して

ください。

取引先あるいは販路の拡大をしていこうという上場のおっちゃんたちが頑張っている姿がありますたけれども、私はデジタルデバイドの人ですけれども、ITを活用したさまざまなやり方もこれからやっていたいなというふうに思います。

テレビでは、パソコンを、本当に節くれ立つたというか、工場で傷めた手で押さえている姿がありましたけれども、そういう実態もありますから、どうか、伝産協会というくらいですか、ITを活用していただきて、頑張っていただきたいというふうに思っています。

大臣にお尋ねをいたします。

博多人形の組合に行つたときに、今体験教室とかそういうものはいろいろなところである、けれども、やはりこれを本格的にちょっとやりたいなどいう人たちに對してなかなかその受け皿がないということを言わされました。

例えば唐津とか有田とか伊万里とかというのは、产地そのものが、いわゆる陶器が充りでありますから、そういったところで定住型の学ぶところができないかという話がありました。つまり、安い家賃、安い授業料でしばらく実習をしていく。つまり、体験学習とかそういうものではなくて、ちょっと長い時間そこで学習をしていきながら、学びながら、手になじませながら本格的にやっていこうというふうに育てるのも、一つの方法ではないかという御小唆もいただきました。

もう一つは、福岡市では、博多人形入門講座というのがこの四月から始まりますけれども、これも今まで、サークル的な教え方ではなくて、本格的な人形師を育成しようという教室がこれから始まろうとしています。

そういう意味では、いろいろな知恵を地方公共団体等々、产地等々が出しておられますけれども、この伝産法昭和四十九年からこの法律があつたから、息絶え絶えでも頑張つてこられたんだなという評価はいたしておりますけれども、これからまた違うステージに入つていきながら、さつき言

いましたように、技能をどうやって残していくか、後継者をどう育てていくかという大きな問題がありますので、この法律に対して大臣の決意をお伺いしたいというふうに思います。

○平沼国務大臣 お答えをする前に、私も今先生がお話しになられたテレビの番組を非常に感銘を持つて見ました。たまたま、いわゆるパソコンを中心的にやっている人の名前がたしか平沼という人でありますて、そういう意味でも非常に興味を持つて見たわけです。そういう横の連携から、道路に線を引く機械をみんなで試行錯誤してつくつていつた、そういう姿もやはり、新しいあり方だな、そういうふうに思いまして、同じような感概で見させていただきました。

今回の法改正につきましては、今まで、先生も御指摘になられましたように、伝統的工芸品産業というのは、我が国の伝統的な技術や文化を今に伝える我が国の貴重な財産だと私は思つていてます。その振興を最大限図つていかなければならぬということは、本当にそのとおり。私どもはそういう意識でやらなきゃいかぬと思つております。

このため、今回、事業者にとり利用しやすい支援体制、これを整えるべく、一部法律改正をお願いいたしましたところあります。また、この法改正とあわせまして、まだまだ私の実感では少ないと思いますが、その振興を最大限図つていかなければならぬということは、本当にそのとおり。私どもはそれを実現するためには、政府としてもデフレの状態を認めているわけあります。ITを初めとして先端産業等でそれなりに元気が感ぜられるところもありますけれども、地域経済というものを見てみますと、恐らく、去年の十月の下旬ぐらいからぐっと体温温度が落ちてきた、そんな感じを皆さん持つておられるのではないかというふうに思います。

そんな中で、最近の大変な株の低迷とかあるいはデフレ状況に対応しまして、今まで財政出動と

の支出として、窓口から金が出てまいります。

して、それが世の中を回つていく。その世の中を回つていく間は、確かに経済効果はあるわけであ

ります。そして、個人のところへもしその金がたまつていますと、今は貯蓄になつて、消費にならない。そして企業というふうになりますと、これが投資できずに、内部留保のできる企業のところにはまた金がたまる。

金がたまるということは、金融機関に金が集まつてあるということになります。本来は金融機関は資金需要に応じて金を貸すべきでありますけれども、亡くなられて、きょうのこの委員会を張つて頑張つてこの法律を、自民党、社会党的議員立法で最終的には全会一致で制定をされましたけれども、亡くなられて、天国で見詰められていると思います。私のつたない質問でありますけれども、この質問を竹村幸雄先生にささげて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○山本委員長 後藤茂之君。

ありがとうございます。

○後藤(茂)委員 民主党的後藤茂之でござります。

伝産法の問題に入ります前に、一つ御質問をさせていただきます。

このため、事業者にとり利用しやすい支援体制、これを整えるべく、一部法律改正をお願いいたしましたところあります。また、この法改正とあわせまして、まだまだ私の実感では少ないと思いますが、その振興を最大限図つていかなければならぬということは、本当にそのとおり。私どもはそれを実現するためには、政府としてもデフレの状態を認めているわけあります。ITを初めとして先端産業等でそれなりに元気が感ぜられるところもありますけれども、地域経済というものを見てみますと、恐らく、去年の十月の下旬ぐらいからぐっと体温温度が落ちてきた、そんな感じを皆さん持つておられるのではないかというふうに思います。

そんな中で、最近の大変な株の低迷とかあるいはデフレ状況に対応しまして、今まで財政出動とな取り組みと相まって伝統的工芸品産業の発展にいたしておりますけれども、そういうことを踏まえて、私も全力で取り組んでまいりたい、このよだだいておりますけれども、よくわかつているのではないかというふうに思つておきました。三年前の十一月に残念ながら亡くなられましたけれども、私はこの竹村先生に、実はいたしました。國債を発行してつくつた財源を政府

の支出しとして、窓口から金が出てまいります。そして、それが世の中を回つていく。その世の中を回つていく間は、確かに経済効果はあるわけであります。もちろんこのことはこれまで十分に議論をされてきてはいるところでありますけれども、構造改革、先送りをしていて、なかなか進んでいないということが実感だと思います。

構造改革の内容を一々細かく申し上げませんけれども、少なくとも、規制緩和や競争促進策を徹底的に図ることによつて新規産業を創出すること

がぜひ必要でしようし、それから、年金だとかあるいはさまざまな社会保障制度等で個人が将来に對して十分な自信を持てるような制度設計、例えば、日先少し痛みの伴う改革案であつても、国民にしつかり将来の姿を見せていくことが必要なではないかというふうに思つておりますし、税制など各種の制度の見直しが必要だと思います。そしてもう一つは、中小企業等にとつては耳の痛いことではありますけれども、不良債権の処理の問題も決してないがしろにできない。こうした構造改革についてせひとも進めていかなければならぬと思います。

そこで、そのためには、雇用政策によるセーフティーネットとか、あるいは就業構造の変化に対応した雇用政策をきちんとやるということも必要でありますし、中小企業金融についてきっちりとした配慮をしていく必要もあるだろうという意を改めて伺いたいと思います。

○平沼國務大臣 今の先生の分析というのは、私はそのとおりだと思つて聞かせていただいております。経済構造改革、これはやはり今先生がおつしやつたように積極的に進めていかなければなりません、むしろ遅きに失したという御批判も一部ありますけれども、それはある意味では甘んじて受けなければならないことだ、そういうふうに感じています。

そこで、我々政府といたしましても、ここが御指摘のように一番大きな問題である、こういうことで、昨年の七月に、日本新生、そして産業を新生させる。こういうことで、これは各経済界、中小企業の方も含めて参画をしていただき、また学識経験者にも入つていただき、政府も関係閣僚が全部そこに出来まして、そして多角的にいろいろな面から議論をさせていただいて、先生御承知のように、一つの行動計画というものが昨年末にまとまつたわけであります。

ただ、これをまとめただけではまさに伝つくつ

て魂入れずでございますから、具体的にタイムをちゃんと設定して、そして目標を設定し、これを速やかに実行していく、こういうことで、これは練り返しになると思いますし、よく御承知のことだと思ひますけれども、百六十項目、そのうち半分の百三十は三年以内に達成しよう、百三十のうちの百は一年で結論を出そうということで、今具具体的に動いています。

そして、御指摘のように、これはやはりインセンティブを与えるために、規制の緩和でございますとか、そしてそれに必要な法整備でありますとか、あるいはお触れになりました税制の問題、それからまた企業が活力を持つような、そういうたつの新しい、いわゆる企業が創造できるよう受け皿づくり、こういうことも含めて今強力に推進をしているところでございます。

それから、お触れになりましわゆる不良債権処理の問題、これも私は御指摘のとおりだと思っております。

そういう意味で、今お話を伺つていて、例えば英國は、英國病というようなことで非常に経済的な苦難に呻吟をしていました時期があります。そのときに、アイアンレディーと言われている、サッチャーという女性の大変な政治家が登場して、そして非常に大きな構造改革をし、そのときに、今言われましたように、多少こういう痛みは出るけれども、しかし、これを突破したらこういう未来が開ける、こういうことを英國民に明示をして、そこで、我々政府といたしましても、ここが御指摘のように、一番大きな問題である、こういうことで、昨年の七月に、日本新生、そして産業を新生させる。こういうことで、これは各経済界、中小企業の方も含めて参画をしていただき、また学識経験者にも入つていただき、政府も関係閣僚が全部そこに出来まして、そして多角的にいろいろな面から議論をさせていただいて、先生御承認のように、一つの行動計画というものが昨年末にまとまつたわけであります。

ただ、これをまとめただけではまさに伝つくつ

はり中小企業というのに日本の経済の基盤を支えていただいているとありますから、雇用の問題も含めますけれども、委員御指摘のストックオプション制度の見直しと株式の分割を行いやくするための純資産額規制の見直しは、特に重要な課題と位置づけたところでございます。その結果、昨年十二月一日に閣議決定されました経済構造の改革と創造のための行動計画におきまして、商法改正に関する、政府としての今後のアクションプランが盛り込まれたところでございます。

法改正の時期についてのお尋ねでございますが、これからまた企業を抱えている役所ですから、そういうことも留意しながら、私は、今先生がおつしやった御意見はそのとおりだと思っておりますので、力いっぱい頑張っていただきたい、このよう思つてしております。

○後藤(茂)委員 今大臣の方からも、昨年の新行動計画、閣議決定のお話がありました。その中で、いろいろない項目がたくさん含まれております。本当に時間を限つて、こうやって項目にしてあるわけですから、規制緩和計画のようにするすると延びないように、しっかりとやつていただきたいというふうに思うわけであります。

今、新しいベンチャーカンパニー企業をやつてあるわけですから、規制緩和計画のようにするには、いろいろな株式分割における純資産規制の見直し、そういうことをきちんとやつてもらいたい、そういう声が非常に強いわけであります。

今お話をありました新行動計画の中にも、今秋には商法、企業法の法案の提出をというような議論が行なわれ、できるだけ早く制度の利用が可能となりますように関係行政機関に働きかけるなど、引き続きベンチャーカンパニー企業の育成に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤(茂)委員 しっかりとやつていただきたいと仰ふるに思います。

門の有識者による研究会の報告書を取りまとめるなど、従来から関係行政機関への働きかけを行つてきたところでございます。

その中におきましても、委員御指摘のストックオプション制度の見直しと株式の分割を行いやくするための純資産額規制の見直しは、特に重要な課題と位置づけたところでございます。その結果、昨年十二月一日に閣議決定されました経済構造の改革と創造のための行動計画におきまして、商法改正に関する、政府としての今後のアクションプランが盛り込まれたところでございます。

法改正の時期についてのお尋ねでございますが、それとも、この行動計画の中で、ストックオプションの付与の対象者や、あるいは付与の上限の規制の見直しにつきましては、平成十四年の株主総会で利用することができるようになります。また、株式分割を行うこととされています。なお、この見直しを前倒しで実施すべきではないかという議論が行われていると承知しているところでございます。

当省といたしましては、これらの改正が着実に行われ、できるだけ早く制度の利用が可能となりますように関係行政機関に働きかけるなど、引き続きベンチャーカンパニー企業の育成に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤(茂)委員 しっかりとやつていただきたいと仰ふるに思います。

それでは、ちょっと時間をとつてしましましたが、伝統的な関係について質問をさせていただきます。

○中山副大臣 先ほどから後藤委員が御指摘のよ

うに、国民の金融資産をいかに民間の方々に使つてもらうかということ、そういう視点が非常に大事だろう、こう考へておられるわけでございまして、

当省といたしましても、ベンチャーカンパニー企業育成の観点から、商法上の課題について、昨年十一月に専

定を受けています。

な活動も実を言うと行われております。若い職人
の二三二二、三三、三三のとて進んで行へば、此れに

現在 不況による売り上げ減等で非常に苦しんでおることは、全国の伝統菓品と共通していること

とでありますし、後継者の問題、それから原料の確保の問題、あるいは消費者ニーズに対応した新商品をどうやって開発していくか、古くからの伝統にはぐくまれてきた産地が、非常に大きな課題を抱えて苦悩をしているわけであります。

て、いろいろな積極的な活動をやつております。

これは伝統を重んじる会社とは別に、例えば新しい研磨仕上げの技術とか、あるいは加飾仕上げの技術なんかを取り入れまして、モダンな造形を持つた新商品の開発をみんなでやっていこうということで、研究をしたり、一緒に製造したりしております。そして、若い人たちが集まって個展の開催などを試みております。非常におもしろい花入れとか棚とか置物とか、そういう新しい挑戦がなされているわけです。

中に和の美しさを持った伝統的な產品の裝飾品だとか日常品などとかいうものになるべく皆さん

に見てもらうことによって、新しい市場を若い人たちの感覚で開拓していくこと。それから

ら二番目には、これまで伝統產品の場合はなかなか個人の名前というものが出てこなかつた。つま

り、間屋さんの屋号で商売がなされたりしていま
る。二葉二つわらは二八二八歳へども

して、工芸士やらあるいは一人の職人さんの名前が出てくるということがない世界であつたわ

けです。そこに作者の名前をなるべく出していく、そういうことによって、商品の差別化を図つ

たり、あるいは付加価値を高めていこうという運動を若々たちが今進めているわけです。

こうしたグループの活動によりまして、例え
ば、麦子——／＼ピソ／＼の音／＼、うねはぎの

は長野オリンピックの金メダルあれは漆のメダルでありましたが、金属の上に漆を置いていつ

てつくるわけでありまして、そういう技法を共同開発をして、それを提言して、晴れて名譽なこと

にオリンピックのメダルに採用されたというよう

な活動も実を言うと行われております。若い職人や工芸士たちが、従来の枠を離れて新しい挑戦をしているわけであります。

今回の改正によりまして、活性化計画、随分対象が拡大されたり、運用がしやすくなつておりますけれども、改めまして、こういう事業が今回の活性化計画の法律の対象となるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○中山副大臣　今回新設いたします活性化計画では、個々の事業者やその少数グループが、新商品の開発とか製造あるいは需要の開拓、従事者の研修、消費者への適正な情報の提供等の事業であつても、産地全体の活性化に資するものについて計画を作成し、認定を受けると、国及び地方公共団体から補助を受けることができるこことなつております。

ただいま後藤委員から、地元の若い方々のアイデアあるいは意欲についてのお話がございましたけれども、このような新商品の開発とか個展の開催等の活動につきましても、原則として活性化計画の対象となるわけでございます。

○後藤茂委員　その新たな需要喚起とか市場に対するいろいろなアピールという観点から、インテリア雑誌とか女性誌などに、商品そのものとして見せるというだけではなくて、全体としてのインテリアコーディネーションというか、ライフスタイルを提案するような形の広報活動をやりたいということで、今試みが始まっております。

和の心だとかゆとりのある生活というものを写真にして、ライフスタイルの提案として見せよう、そのことによって、これまで、例えばホテルだとか旅館だとかパートだとか、限られた大口の消費者を相手に間接的な関係で取引をしていましたのから、流通を拡大して、例えばインターネットの取引なんかも含めて、すそ野の広い、国民からの需要を起こしていく、こうという試みなわけです。

同種の伝統産品の他の産地の事業者と連携をしてやつしていくことになりますと、その効果はますます期待ができるわけあります。

今回の法律改正では、活性化計画の対象事業の拡大を図られますとともに、連携活性化計画が法律上明記されるようになっているわけでありります。そうした中で、こうした非常に効果の期待ができる産地間連携を幅広く展開していくくという観点から、法律の運用に当たっては、こうした趣旨を十分に生かして柔軟・適切な対応をするべきだと考えておりますけれども、お考えはいかがでございましょうか。

○中山副大臣 後藤委員の御指摘のとおり、産地間の連携によりまして、例えば消費者等に新たなライフスタイルを提案するような共同展示会の実施、あるいはブランドの形成等、これまでの産地内での活動の枠を超えた新たな発想による需要の開拓、あるいは新商品の開発等を行っていくことになります。

このため、今回の法改正におきましては、伝統的工芸品を製造する事業者や組合等が他の産地事業者やあるいは組合等と連携して伝統的工芸品産業の活性化に資する取り組みを行う際の支援制度として、連携活性化計画を創設するものであります。

この制度を幅広く利用いたしまして産地間連携を円滑に実施していくだけるよう、制度の運用に当たりましては最大限の努力をしてまいりたい、このように考えております。

○後藤(茂)委員 実を言うと、木曽にはもう一つ、伝統工芸品の指定を受けております南木曽くる細工というのもあるわけですが、いろいろなところの伝統産品の产地で起きていることだと思うので、ちょっと一言申し上げます。

ろくろ工芸については、昭和二十年代、プラズチックが台頭してまいりまして、転業が続出いたしました。当時何十軒もありました業者が数軒を全般に落胆込んでしまうわけあります。

プラスチックの出た当初は、プラスチックのおもんやお皿の方が木曽の良材でつくりましたわんやお皿よりも高い時期がありました。そんなこともあつたわけです。その間、日雇いに出たりしてしまして、産地を非常に苦労して守つてきました。それが、昭和四十五年から四十八年ごろ、木の見直し、そういう風潮が生活の豊かさに伴いまして出てきました、やっと今の産地が回復してきたということがあります。

そういう意味で、日雇いに出てまで産地を守つた先人の努力に大変敬意を表するところがありましがれども、しかし、今まで、産地の中には、非常に低廉な外国からの輸入品で苦しんでいるところもあるわけであります。価格競争力という点で言えば、これは労賃の問題やら為替の問題やらいろいろなことがありますけれども、国内産品というのには、価格的にはやはり到底太刀打ちができないといふのが正直なところであります。

もちろん、各消費者にとっては、安価な輸入品を選択できる、そういう余地がありますことは、決して悪いことではありません。しかし、産地の、製造者の売り場においてさえ、輸入品としてそのままはっきり明示されずに売られているという例も多発的であります。伝統産品を愛して使おうと田舎の国民のニーズや気持ちを考えますと、高くても上質な国内産品を志向する方も非常に多くおられるだらうと思います。また、伝統産品は、もとをただせば産地があつてこそその伝統産品ということになります。

そういうことから、産地の正しい発展を守つていく、あるいは不適切な流通を排除するという観点から、原産地の表示あるいは国内産品としての生懸命つくろうと思つてゐる熱心な若い工芸士たちから強く上がつてきております。

当局として、例えば景表法による公正競争規約による表示があるのは組合の自発的な表示などについてどのような見解を持っておられるか、伺いたいと思います。

○中山副大臣 現在、安価な輸入品が産地を直撃しているという事態が起こっているわけでございます。当省に対しましてもセーフガードの発動等の要請が来ているということは、御承知のとおりだと思っております。

伝産品につきましても、原産地表示に関しまして、輸入品についてのみこれを義務づけるということは、輸入品に国産品と同等程度の待遇を求めておりますWTO協定に違反するものと考えられますけれども、他方、国内において、業界が自主的に表示を行うことは問題はないと考えております。

業界が自主的に国産品である旨を表示するといふ場合には、当然のことながら、コストや手間の問題もあり、参加する事業者等の間において合意の形成が可能なものでなければなりませんが、そういうルールを業界みずから創意工夫によって設けていくことができるということであれば、そういう形の取り組みは、産地の振興という観点からも評価すべきであります。

なお、委員御指摘の景表法に基づく公正競争規約に基づく原産地の表示も一つの選択肢であると考えられます。これも違反者への罰則を規定することはできるものの、あくまで参加、脱退は自由というルールであります。さらに、一般消費者の利益を保護するという観点から、業界として締結しようとする場合には、規約の内容が不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものであることや、不当に差別的でないことが必要となっております。

また、伝統的工芸品につきましては、現在も、消費者が他の国内产品や輸入品と区別し、伝統的上云品であることを一日で見分けることができるよう、全国統一の伝統マークを付することを推進しているところでございます。今後も、こうした表記につきましてより一層の普及を図ることにより、消費者への情報提供やPRに努めてまいりました

い、このように考えております。

○後藤(茂)委員 先ほども話が出たのでダブルかと思いましたけれども、一言申し上げます。

伝産品については、例えば文化の観点から文部科学省、文化庁との連携を図るとか、あるいは物

づくりという観点から教育等の中はどういうふうに取り組んでいかとかとか、公的建造物、そうしたものに取り組みができるのかとか、あるいは林業政策などにつきましても地域政策としてやつていい

くという形に今流れが出てきております。そうした意味での連携を深めるとか、こういう伝統産業を何とか守つて、そしてそれが産業として地域の中でやつていけるように、政府として一体の対策をとつていくべきだというふうに思つております。

伝統産品と申しますのは、一人一人の工芸士さんや職人さんが丹精して真心を込めてつくる、そういう心のぬくもりのこもったものであります。また、歴史的、文化的価値を有する貴重な財産でありまして、生活文化そのものを形成しております。しかし、例えば紙とかセラミックとかいうようなものは、それが先端技術のブレークスルーになることも実を言うとあるわけであります。

今、大量生産とか輸入品とかいうことで非常に厳しい状況でありますけれども、時代が変わりまして、本物志向だとか、質的に高いものをとか、あるいはものづくりだとか、職人志向の高まりと厳しい状況でありますけれども、時代が変わりまして、伝統的工芸品が文化財的な側面を持ち、産業と文化財の境目付近のところに位置するだけに、側面的支援にしても相当思い切った支援が必要ではな

い。

昨年十一月の伝統的工芸品産業審議会の答申において、「伝統的工芸品産業は、二十一世紀はもとより末代まで大切に継承していくべき我が国の貴重な財産である」と位置づけておられます。

文化財的側面を持つ伝統工芸品の振興のあり方についてどのような認識をお持ちでしようか、大臣に所見を伺いたいと思います。

○平沼国務大臣 私の地元にも、備前焼という非常に千年の歴史を持っている伝統的な焼き物がござります。伝産法に基づく伝統的工芸品に対する支援というのは、今委員が御指摘のとおり、基本

してやるべきことはきちっとやつっていく。そし

て、今御指摘のあったように、やはりこれは国が宝として守り育てていかなければならぬ非常に大切なものですござりますから、文化庁を初めそれ

ぞれと政府で連携をとつて、そしてこの大切な伝統産業のために我々は努力をしていかなければなりません。私も、生懸命頑張っていきたい、このよ

うに思つています。

○後藤(茂)委員 終わります。

○山内(功)委員 民主党の山内功でございます。

伝統的工芸品をつくる作者の中には、常滑焼、友禅、首里織、越谷山花織のそれぞれの著名な作家が国の重要無形文化財に指定されておられます

が、文化財、文化遺産のような側面があります。私の地元鳥取県でも、川浜絣は県の無形文化財に指定されています。文化財なら、保護の対象としてのさまざまな措置が検討されなければならない

と思います。

一方、伝統的工芸品は産業でもありますので、産業ならば事業者の自発的なやる気と自立が求められ、行政はあくまで側面的支援を行なう。伝産法はあくまで伝統的工芸品を産業の一つとしてどう

か、側面的支援をしようというスキームですが、伝統的工芸品が文化財的な側面を持ち、産業と文

化財の境目付近のところに位置するだけに、側面

的支援にしても相当思い切った支援が必要ではな

い。

昨年十一月の伝統的工芸品産業審議会の答申に

おいて、「伝統的工芸品産業は、二十一世紀はも

とより末代まで大切に継承していくべき我が国の貴重な財産である」と位置づけておられます。

文化財的側面を持つ伝統工芸品の振興のあり方についてどのような認識をお持ちでしようか、大臣に所見を伺いたいと思います。

○平沼国務大臣 伝統産業を支えていたる技術とい

うもの、それからそれまで培われたいろいろな文

化的な価値、こういうものは、やはりある意味で

は國の宝だと私は思つております。

ですから、そういう意味で、先ほどの御答弁で

も申し上げましたけれども、私は、経済産業省と

的には産業政策の観点から経済産業省としては行

うものでございまして、産業としていかに自立的に発展していくことができるかを主眼として進められるべきものだ、このように認識をいたしております。

他方、今備前焼は千年だと申しましたけれども、百年を超える歴史を有する伝統的工芸品産業は、我が国の文化の、言うまでもなく重要な構成要素にもなつていています。

そこで政府で連携をとつて、そしてこの大切な伝統産業のために我々は努力をしていかなければなりません。したがつて、その振興は我が国の伝統文化の維持発展、それは、最も大きく貢献し得るものであります。そうした視点にもなつていています。

○山内(功)委員 平成十三年度予算案で、産地補助金が一億九千万円、一方、伝産協会への補助金はその四倍の八億円となつております。協会なりに一生懸命仕事をされているのは確かにわかつておりませんが、産地の窮状を見ますと、極端に言え

ば補助金の額を逆にするぐらいの、つまり産地に比重を置いた支援が求められているのではないで

しょうか。国の補助がふえれば地方公共団体の補助金が一億九千万円、一方、伝産協会への補助金はその四倍の八億円となつております。協会なりに一生懸命仕事をされているのは確かにわかつておりませんが、産地の窮状を見ますと、極端に言え

ます。

今後も、産地に対する支援を後退させることなく、産地に比重を置いた支援をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○山内(功)委員 ただいま産地の窮状について少しお聞きましたけれども、私も鳥取県の伝産品の产地を訪ねましたけれども、私も鳥取県の伝産品の産地を訪ねました。

事業者や組合から現状についてお話をうながしましたが、内州和紙の产地では、東京のブリズムホールで展示会があつても、家内手工業みたいな感じでやつてるので工場をとめて東京に出向かなければならぬ、あるいは、デザイナーを派遣してもらつたことがあります。デザイナーに和紙のすき方をこちらが教えただけで、反対に何も返つてこなかつた、能力がないんじやないか、あるいは、百貨店が共同振興計画作成の主体に入つて、百貨店は売り上げの数字が落ちるともう声もかけてくれなくなるので心配です、そういうような、ややもすると発想が後ろ向きになるほど追いつめられているなど感じたんです。

フリーでいろいろなお話を聞いたんですけども、率直に、こういうような感想を聞いてどう思われたのでしょうか。

○平沼国務大臣 今回の法改正に当たりまして、経済産業省といたしましては、百九十四ある、そういうところに極力出向くという前提で作業をしましたけれども、人的な制約もあつて一部には行けていない、それが実情であります。したがいまして、今先生から実際の現場の生の声、そういう実情があつたことは事実だと私は思っています。

ですから、そういう意味では、もつともつといふ細かく、今生懸命に伝産品をやってくださっているそういう業者の日々、そういう組合、そういうものを把握していくということ是非常に重要なことだと私は思つております。そして私は思つておりまして、そういう方向で努力をさせていただきたい、このように思つていま

○山内(功)委員 もう一つ有名な产地として、弓

浜綿の产地が鳥取県にはござります。私、後継者といふのは実子ではなくて趣味の会の人とかあるいは意欲のある他人に託す、そういう人材の確保もこれから必要になるんじやないかと思つています。

農業でいう直接所得補償のような制度は随分大変な余地もあるうかとは思いますが、例えば人件費をストレートに補助する制度が必要だと考えていますとか、技術を教える側に助成をしてほしい、そうしないと制度そのものが根づかないんじゃないでしょうかなどという声もお聞きいたしました。

今大臣がおっしゃいましたが、百九十四の产地を一つずつ歩いてこういう実態を把握されることはなかなか大変なことだとは思いますけれども、少なくとも今回の改正に当たりまして、省あるいは伝産協会の方々が百九十四の产地をもう少し小さな、ややもすると発想が後ろ向きになるほど追いつめられているなど感じたんです。

少しくとも今回改正に当たりまして、省あるいは伝産協会の方々が百九十四の产地をもう少し小さくして、どういう法律が必要なのか、どう

いう施策が产地を保護することになるのか、もう少し小まめに聞いていただきたかったなという印象を持ちました。ちょっとその点、もしとどなたがありましたら。

○岡本政府参考人 私ども、施策の見直しに当たつて、先生御指摘のように、产地に出向いて直接お話を伺いしながら、抱えていらっしゃる問題、取り組んでいらっしゃる方向について、どう

いうお手伝いをしたらいか一緒に考えるという姿勢でやつてまいっているところでございます。

そういう中で、実際に職員が局のスタッフを含めまして全部を回るというところまでは必ずしもできませんでしたが、一方で、実は今回の法律改定につながりました審議会の答申、それに先立ちます研究会というのを昨年の二月からスタートして、いろいろな产地の方々、伝統工芸品に携わっている方々でありますとかデザインでありますとか、あるいはインテリア等のコーディネーターの方々、そういう方々のお話をできるだけきめ細かく伺

が求められているということで、私ども、事務局として審議会の答申の取りまとめに協力を申し上

げ、今回の法律改定に至つておるよう次第でござります。

引き続き、御指摘の产地の実情に生に触れてこられる課題を、総に考えるという姿勢について

は、私どももまさにそのとおりだと思ひますので、これから運用に当たりましてもそういう姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

○山内(功)委員 今回新たな支援策としまして、共同振興計画の作成主体に百貨店など販売事業者の追加、あるいは個別事業者でも作成できる活性化計画、さらに支援計画の対象に产地プロ

デューサー事業の追加などが挙げられています。

この中で、产地プロデューサーは、市場ニーズの把握と需要開拓、それに基づく商品設計・製造、流通販売戦略などに携わる重要な仕事だろう

と思います。伝産協会の方でも、产地プロデューサー登録・マッチング事業を開始することになりました。

この施策が产地を保護することになるのか、もう少し小まめに聞いていただきたかったなという印象を持ちました。ちょっとその点、もしとどなた

がありましたら。

○岡本政府参考人 私ども、施策の見直しに当たつて、先生御指摘のように、产地に出向いて直

接お話を伺いしながら、抱えていらっしゃる問題、取り組んでいらっしゃる方向について、どう

いうお手伝いをしたらいか一緒に考えるという

姿勢でやつてまいっているところでございます。

そういう中で、実際に職員が局のスタッフを含めまして全部を回るというところまでは必ずしもできませんでしたが、一方で、実は今回の法律改定につながりました審議会の答申、それに先立ちます研究会というのを昨年の二月からスタートして、い

までは、昨年十一月の伝統的工芸品産業審議会答申において普及されておるところまでございましては、答申におきましては、产地プロデューサーになり得る人材について、例えば消費地において伝統的工芸品の流通に携わる中で产地と密接な関係を持つに至った人など、产地と消費地の双方に知識を有することが望ましいとされております。

○中山副大臣 产地プロデューサーについての御質問でございますが、产地プロデューサーにつきましては、昨年十一月の伝統的工芸品産業審議会答申において普及されておるところまでございましては、答申におきましては、产地プロデューサーに

しまして全部を回るというところまでは必ずしもできませんでしたが、一方で、実は今回の法律改定につながりました審議会の答申、それに先立ちます研

究会というのを昨年の二月からスタートして、いろいろな产地の方々、伝統工芸品に携わっている方々でありますとかデザインでありますとか、あるいはインテリア等のコーディネーターの方々、

そういう方々のお話をできるだけきめ細かく伺

が求められているということで、私ども、事務局として審議会の答申の取りまとめに協力を申し上

げ、今回の法律改定に至つておるよう次第でござります。

これを踏まえまして、当省では、来年度から新たに产地プロデューサー事業を始めることとした

地アロデューサー登録・マッチング事業をあわせ

わけでございますが、その際、委員御指摘のよう

に、人材の確保が何より肝要であるという観点か

ら、伝統的工芸品産業振興協会におきまして、产地アロデューサーになることを希望する者を募って、リ

ストアップいたしまして、これを产地プロデューサーの派遣を希望する产地に紹介いたしまして、デューチング、いわゆるお見合いでございますが、

デューチング、いわゆるお見合いでございますが、これを実施いたします。

また、产地プロデューサー同士の資質向上を図るために、交流型磨合会議を開催いたします。これによりまして、产地のニーズに適合した产地プロ

デューサーが確保されるもの、このように考えておるところでござります。

また、产地プロデューサー同士の資質向上を図るために、交流型磨合会議を開催いたします。これによりまして、产地のニーズに適合した产地プロ

デューサーが確保されるもの、このように考えておるところでござります。

○山内(功)委員 今回、新たな活性化計画は、事業者やグループが計画を策定し、大臣の認定を受けると、國、地方から補助金が出る仕組みになつてきます。協同組合以外に創意工夫とチャレンジの道が開かれたとということで、評価したいと考えています。

しかし、事業者が単独でも計画を策定できるところから、仮に補助金目当ての安易な企画が通つてしまふようなら、国民や产地でまじめに努力をしない事業者に申しわけが立ちません。一方、審査が厳しくなると活性化計画を設けた意味もなくなってしまいます。

省の資料などをいただきまして、計画に盛り込む事業内容は、振興計画で実施されていないような革新かつ先進的な取り組みとありますけれども、活性化計画の意義、認定に当たつての考え方並びに補助対象となる経費の範囲などについてお伺いをしたいと思います。

○岡本政府参考人 お答えを申し上げます。

活性化計画は、今先生御指摘のように、現行の活用計画を発展的に解消しまして、少数の事業者あるいはグループで、前向きな、意欲的な取り組みをなさるという場合に、法律に基づく認定を行つて支援をしていくこうというものでございまして、大きな方向としましては、真摯で前向きな取り組みということであれば、私どもも、幅広く彈力的に応援をしてまいり、認定をしてまいり、そういう姿勢で臨みたいと思います。

その際に、万々一そういうことは余りないと思いますが、産地全体がばらばらになるとか、そういうようなものは慎重に私どもとしても勉強させていただかなければなりませんが、方向として、前向きな取り組みというものは極力弾力的に応援をしていきたいと思っています。

対象の経費でございますが、認定の計画ごとに変わつてまいろかと思いますが、事業に必要な謝金あるいは旅費、会場の借料、展示会の開催費、それから若干の試作を伴います新商品の開発、それに要する経費、そういうものを主たる補助対象の経費として今考えているところでございます。

○山内(功)委員 共同振興計画の策定主体に、百貨店など個々の販売事業者が追加されました。消費者により近い立場の販売事業者が加わることにより、効果的な需要の開拓が期待されると思います。

百貨店業界の反応はどうだったでしょうか。また、三月十三日付の日経流通新聞によりますと、経済産業省は、伝統工芸品の振興協力を百貨店、専門店に要請する報道されております。ぜひ販売業者の協力を得られるよう、省としても、生懸命努力をしていただきたいんですが、御見解をお伺いしたいと思います。

○中山副大臣 共同振興計画につきましては、既に幾つかの百貨店から手続の問い合わせ等がありますなど、百貨店業界の反応は小さくないものと認識しております。

製造協同組合等が百貨店や商社等の個別の販売事業者と共同することにより、より・層効果的な

需要開拓等が見込まれることから、経済産業省といいたしましても、可能な限り百貨店や商社等に参画していただけるようにお願いしてまいりたいと考えております。

○山内(功)委員 伝産協会の事業のうち、今年度予算で一億二千五百万円の補助金がついている産地の調査・診断事業は大変大事なものだと考えております。全国の産地について専門家による調査を行つてまいりたいと考えております。

また、省の説明によりますと、今年度は二十から三十品目程度を調査するとの説明を受けました。しかし、このペースだと、百九十四品目全部を終わるのに六、七年かかることがあります。その間に産地が決定的に衰退してしまっては元も子もありません。もう少し前倒しでできないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

○岡本政府参考人 お認めいただきました十三年度の予算で、新たに産地の調査・診断事業というのを行なうべく計画をいたしているところでございますが、調査の中身としましては、一言で申し上げますと、それぞれの産地の強みなりあるいは弱みについて専門家の方々に総合的に診断をしていただいて、弱いところを直し、強いところを伸ばすために具体的にどういうアクションをとつたらいいかというのを個々の産地についてお示しをする、それを目的とした調査でございます。

数を予算との関係がございます。十四年度以降、この事業にどれだけの予算を配分していただけるかというところについて、当然のことながら今はつきりしたことを申し上げるのは難しいわけでございますが、まずは十三年度の予算の執行に当たりまして、産地百九十四ございますが、それまでの産地ごとの緊要度、そういうしたものに応じ

て、まず急ぐところから二十ないし三十ことしやり、それから予算の方も、ぜひとも先生方の御理

解も得ながら、引き続き私ども頑張つていきたいと思いますので、そういう形でできるだけ早くこの調査が必要なところについては行き渡るよう

に鋭意努力をしてまいりたいと考えております。○山内(功)委員 伝統的工芸品産業は、一九八〇年代をピークに衰退の一途をたどつてゐるけれども、私は悲観的な要素ばかりではないと思つています。

国民のニーズが生活の量的な充足から質的な充足へと変化をし、生活にゆとりと潤いを求める動きがあらわれてきたと思ってます。近年、地域独自の文化を見直そうという風潮があらわれてきていると思つています。古来からの和の暮らしの知恵が見直されてきていると思つています。十一世紀は循環型経済社会の実現を目指してい

る、このことを指摘していいと思つています。調査局の資料をいたしました。環境ホルモンなどに対する国民的な関心が高まる中で、例えば学校給食用食器について伝統的工芸品を用いた食器を試験的に実施した、こういう事例もありま

す。

私は、例えば、意外に地域に住む人たちが、自分の近くに伝産品があるということを知らない人も結構おられます。例えば教科書の副読本の中でも、地域にもそういう伝産品の産地があるということを、しっかりと地域の人、あるいは二十一世紀の人材である子供たちの教育にもその内容を牛

かしていただくとか、小さなことかもしませんけれども、そういうことを通じて伝統的工芸品のあるライフスタイルのよさとか、あるいはそういう心、あるいはたくみを尊重する気持ちを育てる、そういうことが必要ではなかろうかと思つてあります。経済産業省もそのことをしっかりと発信していただきたいと思つています。

最後に入臣の見解を伺つて、終わりにしたいと

的な暗い部分だけではないと思います。

それは、やはり量よりも質を求めるという風潮は確実にこの日本の中で起こつてきておりまして、先ほどプラスチックの食器の例も出ましたけれども、やはりそういう木のぬくもりですか、伝産品の、そういう非常に心休まる品物、そういうものに対する評価は非常に高まつてきているわけです。

また、学校などにおいても、従来のプラスチック主体のそういう建材から、木を生かしたそういう教室にしよう、そういう各地域の取り組みもありますし、私はそれも一つのあらわれだと思っております。

そういう意味で、伝産品のよさと、そしていかにそれを求めている国民の中に定着させるか。そういうことで、経済産業省としても、経済産業省のみにとどまらず、例えば文部科学省と連携をとりまして、私はそれも一つのあらわれだと思っております。

そういう問題意識を持ちながら、私は山内先生がおっしゃるとおりだと思いますので、そういう方向でも伝産品というものを省として周知徹底、PR、そういう努力もしていきたい、このように思つてます。

○山内(功)委員 終わります。どうもありがとうございました。

○山本委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時一分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き公議を開きます。質疑を続行いたします。達増拓也君。

○達増委員 昨年十一月に開かれました第十七回伝統的工芸品月間国民会議の全国大会、これは岩手県で開催されまして、その報告書が私のところに届いております。全国から千名近い関係者が盛岡に集まりました。また、この盛岡昭和四十九

す。

年に法律ができて、翌五十年に、伝統的工芸品の指定第一号ということで南部鉄器が指定されていますのであります。その南部鉄器の产地である盛岡に全国から千名近い関係者が出席して、開催されました。この間、盛岡市内の小中学生約五千人が、授業の一環として、展示会やさまざまな行事にも参加をいたしました。地域を挙げて、伝統的工芸品の産業振興に盛り上がったわけあります。

この全国大会、大会宣言がお出されておりますけれども、第一に、二十一世紀に向かって新しい取り組みを積極的に推進していく、第二に、自然との調和を図りながら、消費者のニーズを的確に把握してやつていく、そして第三に、伝統的工芸品産業振興法、この法律の支援のもと、関係者一同さらなる努力を重ねるという内容がありました。

そこで、この伝統的工芸品産業振興法、今回久々の改正ということで、委員会の審議であります。このように、関係者は非常に盛り上がりながら、一生懸命取り組みをしているところでありますけれども、一方、伝統的工芸品産業については、その生産額、企業数、そして従業員数、すべて減少傾向にあるわけであります。

ます最初の質問、この原因について政府としてはどのように見ておられるか、伺いたいと思います。

○平沼国務大臣 達成委員御指摘のとおり、非常にあらゆる面で低下傾向にある、これは事実でございます。

その要因は何か、こういうことでござりますけれども、バブル崩壊後の十年にも及ぶ経済的不況の中、伝統的工芸品産業をめぐるさまざまな要因から、伝統工芸品の売り上げが低迷するとともに、それに伴つて経営難や後継者不足が生じている、そのように考えております。

売り上げが低迷している外的要因といたしましては、以下のものが考えられると思つております。

いろいろ、こういう認識でございます。

○達成委員 市場経済原理に基づいて、消費者がきちんと正しい判断をしたその結果として、伝統的工芸品産業が衰退しているのであれば、それは仕方がないのかもしれません。大臣がおつ

しゃつたように、消費者の側も伝統的工芸品に関する知識、情報が十分にないまま物を買つていい方向に傾いてきたために、こうした性格を有してない伝統工芸品に対する国民の関心が薄れています。これも一つの要因だと思っています。伝統的工芸品以外の、ある面では高品質な生活用品が大量生産方式によつて非常に多量に、そして安価に供給されるようになつたために、ある意味では、伝統的工芸品というのは手間暇がかかります、それから自然の材料等を使う、そういうこと

で価格的には比較的高価、そういうものが消費者からは敬遠される傾向にある、こういうことも言えると思います。

また、もう一つ大きな要因としては、アジア諸国から特に中国等でありますけれども、伝統的工芸品の類似品や代替品が安い値段で輸入されている、こういうことも挙げられると思います。

また他方で、売り上げが低迷している内的な要因、これもあると思います。

一つは、伝統的工芸品のつくり手による、生活者の新たなニーズに適合した商品開発が若干不十分であった。または、産地問屋を初めとする既存の流通経路がその役割、機能を低下させつつある中で、新たな流通経路の開拓というものがおくれたということを要因だと思います。

また、伝統的工芸品の持つよさとか味わい、その責任にも入ると思いますけれども、情報がほとんど提供されない、そういう形で、知名度不足や情報提供不足の傾向があつた。

そういうことがそれぞれ要因として絡み合つて、非常に残念なことでありますけれども、相対的に現在の数字にはつきり出でております停滞を招

が緩和されますので、かなりあえると思いますけれども、それでもやはり準備に相当の時日を要するというところもございますでしょうから、私ども、直近実績一件に対して、多年間数件程度に

はふえていくんじやないかということで、この分野の從来のトレンドから見ますと大きな前進ではないかと考えて、次第でございます。

○達成委員 知られざる名品というものが多々あります。

さて、もう一つ、今回の改正の重要なポイントが、活性化計画というものを新設しまして、そこ

で従来の活用計画を発展的に解消し、新商品の開発等を支援する、そういう体制をつくるわけであります。この新商品の開発ということではあります

が、伝統的工芸品の本質から考えますと、やはり下が回らなくなる、そういう危険性もあると

考えますけれども、この点いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 全国、今百九十四品目、そういう形で指定されておりますけれども、やはり伝統的工芸品というのは一つの核がありまして、そしてそれは余りはやり廃りに影響されない、そういう原創的なものがあります。私は、これはこれでやはり核として大切に育てていかなければならぬ

いと思っています。

さはさりながら、他方、伝統的工芸品の売り上げが低迷をしている中で、いかに現代の消費者のニーズやライフスタイルに適合した商品を開発するか、もともといいところを持つてゐるわけですが、まさにから、それに適合する、そういう新しいものを開発して、それによって産地の伝統的工芸品産業に携わる企業が産業として存続をし、さらに発展していくか、これも私は重要な課題だ、こ

のよう思つておりますが、こうした観点からも、活用計画の制度等を通じて新商品の開発を推進してきました。

今回お願いをしております法改正によりまし

て、活性化計画に基づく支援の一つとして新商品の開発を支援することとしておりますけれども、その場合にも、あくまでも伝統的工芸品産業の存続、そして発展を図ることが大目的であって、これに資する取り組みの一環として新商品の開発や製造を支援していく、そして、今先生が御指摘されたことは、私はそのとおりだ。こういうふうに思つておりますので、新商品の開発や製造を重んじて経営の不安定化等を招くことのないよう十分留意をしつつ伝統的工芸品産業の支援を進めています。

○達増委員 私も地元盛岡の南部鉄器をつくりつてゐるところを何軒か見て回ったんですけども、やはりバランスが重要であるなど思いました。南部鉄器と秀衡塗という漆器を組み合わせた新商品をノベルティーとしてつくる。それである程度収入を得て、その分の余裕を高級品、昔ながらの手づくりのものをじっくり時間をかけてつくりつて、そういう新商品というのを非常に相乗効果があつて効果的だと思います。また、観光客向いにお手ごろの価格の普及品をたくさんつくりつつ、やはり昔ながらの今後の歴史の蓄積にもたえるようなものを見つけていく、そういうことでうまくやつているところがありまして、そういうバランスが重要なんだなと思いましたので、運用上もそういったところを留意していただきたいと思います。

さて、今回の法改正では、振興計画、共同振興計画、そういう製造側の計画作成主体を拡大したり、また共同振興計画に販売者側からも協同組合以外の、百貨店等が参加できるなど、いろいろ参加主体を拡大しているのでありますけれども、

これらに加えて、消費者の参画ということも伝統的工芸品産業振興には非常に重要なのではないかと考えます。

やはり顧客、買い手の側からのさまざまなアイ

デア、提言でありますとかそういうことを製作者側に伝える、また改めて品物のよさを消費者側にも理解してもらおう、そういう目的のために、例えば特定の伝統的工芸品愛好家の同好会がありますとか、そういう消費者的組織化を支援していくことも非常に重要なではないかと考えます。

けれども、いかがでしょうか。

○中山副大臣 伝統的工芸品産業の発展のためには消費者の参画が不可欠であるということは、先生御指摘のとおりだと思います。

このような認識のもとで、伝統的工芸品センターの事業の一環といたしまして、伝統的工芸品の愛好家を組織化する友の会というのを設けておるところでございます。また、既に一部の先進的な産地においては、地元デパートがあります

○中山副大臣 伝統的工芸品産業振興のために、や

はり海外市場も念頭に置いていくべきではないか

と思います。

○達増委員 伝統的工芸品産業振興のために、や

はり海外市場も念頭に置いていくべきではないか

と思います。

政府といたしましても、今後、振興計画や今回新設いたします活性化計画に基づいて行われます

このよう取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○達増委員 伝統的工芸品というものが昔、江戸

時代であれば封建領主であるとか大商家あるいは豪農、そうした顧客によつて育てられてきたとい

うところがあると思います。そうした封建的なバ

トロンがいなくなつた今、いかにしてそういう顧客側を充実させて伝統的工芸品を育てる体制をつくりしていくかというのが非常に重要なだと考えます。

か、手づくりの品物ゆえの、端が欠けているとか、持つところが少しでこぼこしているとか、それが本当はよさなのに、そこをうまく説明できなくて、そういう文句が製造者のところに来てしまふとか、そういう話を聞きました。したがつて、ちゃんと品物をわかつて売る人、そういうことが非常に重要なんだなと思いました。

逆に、これも盛岡で見聞きした例であります

けれども、うまくいっている例としては、地元資本のデパートで、県産品クラフトの店、そういう独立の店舗を出している地元デパートがあります

で、そこの店長さんは、県の県産品伝統的工芸品については、もうすぐにその産地プロデュ

ーサーになれるくらいの非常に詳しい知識を持つて

て、実際既に、県内でもまだ伝統的工芸品に

指定されていないようなものを育てる手伝いをし

たりとか、やはりそういうわかつた人が活躍する

ことによつてつくり手側の方も育てられていくと

いうことがあります。

かつて、千利休という人がちゃんと目つきをし

たりとか、やはりそういうわかつた人が活躍する

ことによつてつくり手側の方も育てられていくと

いうことがあります。

これは幾らだと価値をつければ、それがもう国

一国と同じくらいの価値を持つた。したがつて、

伝統的工芸品、その製品の価値を適切に評価して

これが幾らだと価値をつければ、それがもう国

一国と同じくらいの価値を持つた。したがつて、

伝統的工芸品、その製品の価値を適切に評価して

そのため、今回、共同振興計画を改善いたしました、デパートの店員等が産地で研修を受けることを同計画に盛り込むことができるようになります。

また、来年度から新たに制度化される産地プロデューサーには、製品の価値を消費者にわかりやすく伝え、産地と消費者の間の溝を埋める等の役割を果たすことが期待されています。

このような措置を通じまして、より多くの消費者に伝産品の価値が理解されるもの、このように

考えております。

○達増委員 伝統的工芸品産業振興のために、や

はり海外市場も念頭に置いていくべきではないか

と思います。

先ほど、松本委員の同様の質問に対して、ジエ

トロもそういう努力をしているという答弁があり

ましたけれども、商品そのものの説明あるいはそ

の背景となつていて歴史や文化を説明する、そ

ういう外国語のパンフレットでありますとかあるい

はビデオでありますとか、そういうものを地元で

つくつていくのはなかなか難しいと思います。そ

ういったものを作成する支援をしたり、あるいは

いう外国語のパンフレットでありますとかあるい

はビデオでありますとか、そういうものを地元で

つくつしていくのはなかなか難しいと思います。そ

ういったものを作成する支援をしたり、あるいは

そのため、今回、共同振興計画を改善いたしました、デパートの店員等が産地で研修を受けることを同計画に盛り込むことができるようになります。

また、来年度から新たに制度化される産地プロデューサーには、製品の価値を消費者にわかりやすく伝え、産地と消費者の間の溝を埋める等の役割を果たすことが期待されています。

このような措置を通じまして、より多くの消費者に伝産品の価値が理解されるもの、このように

考えております。

○松田副大臣 伝統的工芸品につきまして、国内

需要のみならず、海外需要を積極的に開拓するた

めの手立てを講じていくべきだ、全く同じ認識を持っています。

こうした認識のもと、今回の法改正によりま

して創設いたしました活性化計画におきましては、今

おつやいました、外国語のパンフレットあるい

はビデオ等の作成をしたり海外での展示会を開催することも支援の対象としております。

その他、産地の組合が振興計画等に基づきまし

て、あるいはまた産地プロデューサーが支援計画

に基づいてこれらの取り組みを行うことも支援の

とおりであると考えております。特に、デパー

トの店員等の教育は、こうした日書きができる人

材を育成するという観点から大変効果的である、

このように考えております。

対象となつております。

また、伝統的工芸品産業振興協会におきましても、これまでに伝統的工芸品を紹介する外國語版のビデオやパンフレットを作成いたしまして、先ほどもありましたが、これをジエトロを通じて海外に紹介するなどの事業を既に実施してきております。

今後とも、先生御指摘のとおり、海外における伝統的工芸品の需要の一層の拡大に向けてさらなる努力を積み重ねていきたいと思っております。

○達増委員 この法律改正案は予算関連ということで、若干予算関連の質問もさせていただきます。

まず、全国伝統的工芸品センターの移転についてあります。

この移転に伴いまして年額一億円の賃料を払っていくことになるわけであります。伝統的工芸品産業振興の予算全体が約十億円であるうちのその一割をこのセンターの賃料が占めるわけでありますけれども、それに見合う効果があるのかどうか、政府に考え方伺います。

○岡本政府参考人 協会は、今現在は南青山にセンターを持っておりますが、南青山のセンターにつきましては、駐車場がないために団体で多くの集客を見込むのが難しいという事情がございました。また、公共交通機関のアクセスも必ずしもよくないという面もございまして、いろいろな方面からの集客を見込むまでの難しさがございました。それから、何よりもスペースが狭くて、我が国の伝統的工芸品をアピールするに十分な展示内容というのを実現するのが難しい、そういった問題を抱えておりました。

他方、今回移転を予定しております池袋の東武

美術館の跡でございますが、すぐ近くに大型車の駐車スペースがあつて、バスを含む団体での集客が十分期待できますし、ターミナル駅に隣接し、今現在美術館はつながつておりますが、今度は、センターにする場合にはデパートともお客様の、人の流れが自由にできるようにならうと考え

ております。それからスペースの面でも格段に広くなるということ、以上のようなことをあわせますと、私ども、入場者の数の面、あるいは売上

なり大きな予算であります。

目的として各産地の後継者の確保ということがうたわれておりますけれども、せっかくこのくらいの予算を割くのであれば、後継者の確保という

ことを中心にしつつも、さらに町づくりですとか観光振興とか、そういうことも連携をさせ上げていくような体制づくりにつなげていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○岡本政府参考人 御指摘の児童・生徒に対する旅費をこのセンターの賃料が占めるわけではありませんが、いかがでしようか。

○達増委員 次に、平成十三年度新規事業として伝統的工芸品産業調査・診断事業というものが盛り込まれています。調査・診断といふのだけれども、これは何を調査・診断し、どのようにその

事業にしましては、まず初年度に二十産地程度をめぐらしくして、中小企業の診断上にありますとか経営のコンサルタントでありますとか、そういう専門の方々に、それぞれの産地、あるいはそこを構成する各企業の強みとか弱みというものを個別に診断していただいて、産地の新しい製品の開拓とかあるいは販路の開拓というような面でどう

いうところに重点を置いた取り組みを行つたらいかということについての処方せんを示していただきたいということを期待しているものでござります。

そのそもそもの中心的なねらいは、児童生徒の方々に伝統的工芸品というものを実際に体験しながらよく知つてもらつて、後継者の育成というところに主眼はあるわけでございますが、今先生がおっしゃいましたように、あわせて、それぞれの地元での伝統工芸品のよさ、どういう方々がどういう苦労をしながら物をつくつてそれを供給をされているか、そういった連の作業を体験する、つぶさに見るということを通じて、児童生徒の方々にその価値、よさを十分に理解していただきたいと思つております。

○松田副大臣 平成四年の法改正止、なぜその活用が低調であったのか、うまく機能しなかつたのかという御質問でございます。

平成四年の法改正では、先生今お話しになりますが、この状況とどまり、十分な見るべき成果がなかった状況だと思います。

なぜこのような失敗に終わったのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○山本委員長 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。

今回の伝統的工芸品産業振興法改正に当たりまして、我が党は党内に伝統的工芸品産業振興対策委員会を置きました、穀田恵三議員を責任者に、私が事務局長で、全国の産地の関係者の方との懇談や調査を行つてまいりました。そういう中身を

踏まえて質問をさせていただきます。九年間取り組んでいたのではないかと思うんです。九年間取り組んでいたのではなく、牛がされていなかつたのです。

○岡本政府参考人 十三年度の予算で計画しておられます産地の調査・診断事業でございますが、対象としましては、まず初年度に二十産地程度をめぐらしくして、中小企業の診断上にありますとか経営のコンサルタントでありますとか、そういう専門の方々に、それぞれの産地、あるいはそこを構成する各企業の強みとか弱みというものを個別に診断していただいて、産地の新しい製品の開拓とかあるいは販路の開拓というような面でどういうところに重点を置いた取り組みを行つたらいかということについての処方せんを示していただきたいということを期待しているものでござります。

その成果は、当然ながら、産地全体の振興計画の集客を見込むまでの難しさがございました。それから、何よりもスペースが狭くて、我が国の伝統的工芸品をアピールするに十分な展示内容というのを実現するのが難しい、そういった問題を抱えておりました。

○達増委員 この事業、一億二千五百円という予算がついておりますので、効果的にやつていただきたいと思います。

もう一つの新規事業、これは日本新生特別枠でもある日生の事業なんでありましょうけれども、児童・生徒に対する教育事業というものが盛り込まれています。小中学校等に伝統工芸士など職人さんを派遣して、児童生徒に体験をしてもらつたので、ぜひそれにふさわしい行政、取り組み

を期待して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○山本委員長 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。

今回の伝統的工芸品産業振興法改正に当たりまして、我が党は党内に伝統的工芸品産業振興対策委員会を置きました、穀田恵三議員を責任者に、私が事務局長で、全国の産地の関係者の方との懇談や調査を行つてまいりました。そういう中身を

踏まえて質問をさせていただきます。九年間取り組んでいたのではなく、牛がされていなかつたのです。

○岡本政府参考人 十三年度の予算で計画しておられます産地の調査・診断事業でございますが、対象としましては、まず初年度に二十産地程度をめぐらしくして、中小企業の診断上にありますとか経営のコンサルタントでありますとか、そういう専門の方々に、それぞれの産地、あるいはそこを構成する各企業の強みとか弱みというものを個別に診断していただいて、産地の新しい製品の開拓とかあるいは販路の開拓というような面でどういうところに重点を置いた取り組みを行つたらいかということについての処方せんを示していただきたいということを期待しているものでござります。

その成果は、当然ながら、産地全体の振興計画の集客を見込むまでの難しさがございました。それから、何よりもスペースが狭くて、我が国の伝統的工芸品をアピールするに十分な展示内容というのを実現するのが難しい、そういった問題を抱えておりました。

○達増委員 この事業、一億二千五百円という予算がついておりますので、効果的にやつていただきたいと思います。

その成果は、当然ながら、この事業を私どもも精力的に進めているところでございます。

○塩川(鉄)委員 伝統工芸品、その売る場所もあるい

ういうことの意義も非常に大きいものがある

と思つております。しかし、そういう趣旨もあわせにらみながら、この事業を私どもも精力的に進めているところでございます。

○達増委員 伝統工芸品、その売る場所もあるい

ういうことの意義も非常に大きいものがある

と思つております。しかし、そういう趣旨もあわせにらみながら、この事業を私どもも精力的に進めているところでございます。

これは、いろいろあるかとも存じますが、平成四年当時に想定しておりました経済環境がその後大きく変化したことによりまして、簡単に申せば、つくつていただいたこの制度と産地の実態が乖離し、産地の事業者にとつて必ずしも利用しやすい制度ではなくなつてしまつたということとかと存じます。

具体的に申しますと、バブル崩壊以降、産地間屋を初めといたします既存の流通経路がその役割、機能を低下させまして、流通構造が大きく変化する中で、産地側で当初共同振興計画が想定しておりました販売協同組合等よりも、むしろ百貨

店等の個別の販売事業者と計画を作成、実施するニーズが増加してきていることがあります。

また、長引く経済不況の中で、当初活用計画が、新しく会社をつくつたり、あるいはまた新しい研究施設を導入したりといったようなことで、新商品の開発のためにかなりの投資を行うというようなことを想定しておつたわけであります。そういう事業者が経済不況の変化の中ではなかなかできにくくなつたといったようなことなどが、これら計画スキームの利用が低調であった理由ではないかと考えております。

○塙川(鉄)委員 最初に申し上げておけばよろしかつたんですが、質問に当たりましては、細目にについては政府参考人にお聞きする機会がありますけれども、基本は大臣の方にお答えいただきたいということで、委員長も御配慮のほど、よろしくお願ひいたします。

今のお話もありましたけれども、法改正そのものがバブルに踊っていたそういう中身だった、この点でも、いわば当時のバブルの状況の中で産地の実情にかみ合わないような方向が出されていました。そういう意味でも、規模が大きくなり地の実態に合わなかつたところにあると考えます。産地の力を強めるやり方ではなかつたということになると思います。

その際、産地の足腰を強める取り組みが必要で、今回の改正を実施していく上でも、一部の活躍ある事業者やグループへの重点的な支援だけではなく、指定産地全体の振興に国が責任を負う、こういう立場を明確にして施策を行なうべきだと思いますが、改めて、大臣、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 確かにバブルの崩壊等もありました。そういう形で、なかなか日本の経済というものが安定的な回復基調に乗らなかつた、こういうことが伝統産品に関してても大変厳しい状況、こういうものを現出していた、このように認識しております。

そういう意味で、今御指摘のように、伝統工芸品に対しては、それぞれの特色を生かすような形

で伸ばすところは伸ばし、そしていろいろな施策を通じて、売り上げ等が伸びるような措置をやはり講じていかなければならぬことは言うまでもないことであります。

も、私どもとしては、今回の法改正を通じても、そういう環境整備をすることと同時に、総合的にはやはりこの景気を回復させて、そして全体的な経済状況をよくしていくこと、こういうことが必

要だと思ひます。

そういう意味で、今御承知のように、GDPの六〇%を占めている個人消費というものがなかなか火がつかないような状況であります。そういう中で、やはりマクロで見ますと、経済構造改革を進めたり、あるいはいろいろ、中小企業に対するモニタ化、そういうようなことのインセンティブを与えながらやはり景気回復をやっていくということが、この伝統産業に対しても大きな経済的な効果があらわれれるし、またそれが伸びていくことになります。

○塙川(鉄)委員 運用上の問題点について、幾つかお聞きしたいと思います。

産地からの声として、振興計画の作成の実務が大きな負担という意見をお聞きしました。埼玉県春日部の桐だんすの産地でも、組合といつてもみんな職人だから、計画の書類を作成して出すことができないが、計画づくりのために事務職員を置くことは大変だ、このように述べておられますし、埼玉県からの予算編成に対する制度提案要望の中でも、振興計画の作成には膨大な時間と労力が必要であり、振興計画作成の事務手続にそれらを割く余力のない産地組合等では、振興計画を作成できず、国の伝統的工芸品指定を受けながら国の支援を受けられない現状にあると指摘をしておりま

すが、いかがでしようか。

○岡本政府参考人 振興計画の作成に当たって、先生御指摘のように人材配置の大変な事務量を要するという点があつたことは御指摘のとおりでございま

す。そういつた点を改めるために、昨年三月の地方分権一括法制定の機会に思い切つた簡素化を図りました、振興計画の作成に当たりまして、本文は、従前は二十八ページを二十五ページに縮めたぐらいなんですけれども、様式の面で、従来百四ページも要求していたものを十六ページに思い切つて簡素化いたしました。それにとどまりませ

ず、今回の法律改正を契機にして、さらなる事務手続の簡素化ということに向けて、私ども、鋭意準備を進めているところでございます。

○塙川(鉄)委員 ゼヒともそのような簡素化の努力に引き続き努めていただきたいと思います。

それから、やはり埼玉県からの要望で、産地指定の希望がありながら、産地規模に係る基準を満たせないために伝統的工芸品の指定を受けられず、国からの支援を受けられない産地組合があるということです。この点での規格要件の緩和について、ぜひ聞ることができないかお伺いしたいと思います。

○岡本政府参考人 現在の産地指定の要件、十企業以上、従事者二十人以上という基準でございま

すが、これは、立法当初における国会での御議論でも、やはり、地場産業としての集積の最低規模として、十企業なり、あるいは従事者三十人以上というのは一つのメルクマールだろうという御議論があつて、そういう経緯も踏まえて、今の指定の基準というのを私ども用意しているところでございます。

それで、この点は午前中も御説明させていただきましたが、この基準は満たす、しかれどもまだ産地指定の準備が十分できていないということは大変だ、このように述べておられますし、

の直接対象ということでそこまで持つていくといふことは難しい面があるということについて御理解をいただけたらと思います。

それを下ります規模の産地について、都道府県でいろいろ施策を講じていらっしゃるということころがあるうかと思ひますし、それから、伝産協会がいろいろやっている事業の中で、労働者の賃

料制度でありますとか、あるいは工芸に携わっている方々をいろいろ顕彰する、そういうところで、今は小規模な産地の方々も同様に対象にして、今私ども事業を進めているところでございま

す。

○塙川(鉄)委員 この法制定時の質疑の中でも、上企業二十人というものは日安であつて、機械的に当てはめるものではない、柔軟に対応するというお話をありました。そういう趣旨で、実態に対応して取り組みをされるということによろしいんで

しょうか。一言。

○岡本政府参考人 私ども法律の運用に当たります立場で、一つの日安となります指定の要件といふことで、ある種定量的な要件というのも必要かと思いますので、先ほど来御答弁申し上げましたような基準を定めている次第でございます。

実際の指定に当たりましては、大臣の諮問機関の審議会の意見を聞いてやつていくということになつております。審議会にも十分お詫びをしながら、私ども、法律の趣旨を十分に生かせるよう、法律の運用に努めてまいりたいと考えております。

○塙川(鉄)委員 兵庫県の調査の中では、丹波立杭焼という伝統的工芸品がございますが、この産地から産地の名称の変更についての要望が示されておりました。指定の名称では丹波立杭焼になつておられますが、これでは知名度はあつても関東へ行くと知名度がない、丹波焼にしたい。このよう

ですが、それで可能ではないかと思うのですけれども、すぐの対応ができないのか、お伺いしたいと思います。

○岡本政府参考人 指定を受けた伝統工芸品の名称の変更については、これまで産地において使われてきました名称や、紛らわしい他の工芸品の存否等をまず勘案し、そして何よりも産地の事業者の方々の総意というものを十分に確認した上で、私ども個別のケースごとにしつかりと判断をさせていただく、そういう姿勢で臨んでまいりたいと 思います。一概に変更ができるかということを申し上げるわけではありませんが、今言つたような事情を個別のケースに即して見させていただいた上で適切に判断させていただきたいと考えております。

○塙川(鉄)委員 運用上の問題で、大臣にぜひ一言お答えいただきたいと思うのですが、特に名称変更の問題については、今の答弁にもありましたように、産地の方の総意があればそれを生かして名称変更も可能だ、そういう方向でぜひ検討いただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 今局長から御答弁したような前提がありますけれども、産地の皆様方の総意という形で私どもの方にそういう意思が伝わつたら、私どもとしては検討させていただく、こういうことに相なると思います。

○塙川(鉄)委員 次に、伝統工芸士への支援策と いうことでお伺いしたいと思います。

今、全国四千五百人余りの伝統工芸士の方がいらっしゃるしやり、大変な熟練のわざをお持ちで、それを生かしての活動に多くの方が誇りを持って受けとめているらっしゃることだと思います。ただ、せつかく伝統工芸士として認められても、残念ながら名譽職のような形にとどまつて、十分なメリットがないという声をお伺いします。群馬県伊勢崎の織物協同組合でもこういう声がございました。

地元の小学五年生が課外授業の一環で産地の取

り組みを教えてほしいとやつてくる。全国からの問い合わせも大変多い。後で、こういう形でまとめてましたという報告集を送ってくれるところもあり、大変うれしい反面、その対応が結構大変だというお話をしました。埼玉の春日部でも、子供たちが見学に来るのはうれしいが、実際にそれに時間もとられるばかりだ、伝統工芸上になつてもメリットがないという声があるというふうにお聞きしました。

さらに、こういうような伝統工芸産業の実情の中で、収入も限られ、暮らしていく現状もある。そういう生計の成り立つ道を切り開くこともあります。

○岡本政府参考人 伝統工芸士にはどのような特典があるのかを確認しておきたいのです。お伺いします。

○塙川(鉄)委員 伝統工芸上は、伝統工芸の事務を認定しているわけですから、率直に申し上げまして、制度的に、例えば一定の報酬をお支払いするとか、そういうことを含めた特典といふのはございませんで、この世界で大変な技能、経験を持つていらっしゃる、そういう高い認知度のものを工芸士の資格を与えることによって、その方に、後継者の育成でありますとか、あるいはそれの産地の工芸品のPRでありますとか、そういう点に御活躍をいたたくということを期待しての制度でございます。

○塙川(鉄)委員 伝統工芸士の方が、その認定を受けることによって、みずから技能を認めてもらつたということを誇りとしているということは、大変皆さんからのお声としてもお聞きするわけです。それにとどまらず、やはり社会的、経済的にその地位の保障されるような仕組みが必要であります。

○松田副大臣 大変考えさせられる御質問をいた

いうことをただして、五年ごとの更新をなくして

終身になつたといういきさつもあります。それ自身は本当に、わざを尊重するという立場での取り組みだったというふうに思うわけです。この点で、工芸士の方にも大変喜ばれたというふうにお聞きしております。

しかししながら、現状は伝統工芸士の方の資格が十分に社会的に生かされていないのではないかと いうふうに思うのです。

例えば、国指定となつてないある産地でのお話を、うちは重要無形文化財に指定をされているので、いわばその名前の方が使えるので、伝統的工芸品や伝統工芸士は要らない、こういうような声もあるそうです。

その上で、ほかのいろいろな制度に学ぶことが必要ではないかということでお伺いしたいのです。

例えは、国指定となつてないある産地でのお話を、うちは重要無形文化財に指定をされているので、いわばその名前の方が使えるので、伝統的工芸品や伝統工芸士は要らない、こういう声もあるそうです。

そこで、こういう制度にまだ現在なつてお

いる制度でございます。

御案内のように、この伝統的工芸品産業振興法の体系では、産地として、産業として伝統的工芸品を振興していく、という立て方になつております。そして、そういう意味では非常に間接的なのですけれども、伝統工芸士について、経済産業大臣が認定するというような制度ではなくて、財團法人伝統的工芸品産業振興協会が、伝統的な技術または技術に熟練した從事者ということで認定を与えておられます。

個々の伝統工芸士の技術あるいは技能あるいはわざ、そういうものをさらにどう高めていくかという観点からで見て、この制度ではなくて、産業を振興するという建前に立つております。そういう意味で伝統工芸士という資格制度を設けておるわけでございまますけれども、いわゆる今おつしやった個人の重要な無形文化財とか卓越した技能者の表彰制度、いわゆる現代の名工、このよ

うな芸術性や巧みな個人の技量を評価する制度が

あります。

そういふ意味で、今おつしやったように、個人として、こういう重要な無形文化財保持者に対するものとか、あるいは今おつしやった技能者、現代の名工といった方々に比べますと、今褒賞金といふお話を出ましたけれども、そういう手だけでござつていいないです。

しかし、将来の問題として、せつかくの御指摘

でござります、今の法律の建削の中で産業としての振興を図つていく、その一環として伝統工芸士

という制度が設けられ、この方々によつてつくる

されている財團で認定していく仕組みの中などで、これで対応していけるかというよつなことも含めまして、さらに検討してみたいと存じます。

○塙川(鉄)委員 産業振興を図る上でも、特に伝統的工芸品をめぐつてはまさに人そのものが一番の財産でもありますので、これを激励するような制度として人いに生かしていくべきだといふふうに思います。その上で、少なくともこの手数料負担、これの軽減を図ることができないか、一言

お伺いしたいと思います。

○岡本政府参考人 伝統工芸士の最初の登録に先立つて試験をして、その受験料とそれから登録料の御指摘のように今はそれをやめております。

それで、今の御指摘は、七千円プラス一万円というレベルについての割高感ということかと思ひますけれども、類似のこの種の認定なり登録といふものの制度における手数料を申しますか、そういうものに比べて伝統工芸士の場合に不当に高いというようなことには現状なつていません。今、いた手数料は、工芸士会の方でお互いの啓発をやるというようなことを中心とした事業に充てるということで使われているものでございまして、その辺の趣旨を御理解いただけたらというふうに考えます。

○塙川(鉄)委員 先ほどの現代の名工と人間国宝の二つの制度に共通していることは、わざの向上を図る、こういう側面とともに、後継者育成の観点を目的としてうたっております。

現代の名工では、技能者の地位向上及び技能水準の向上とともに、青少年がその適性に応じ誇りと希望を持つて技能労働者となり、その職業に精進する機運を高める、このことを目的としております。

また、人間国宝の方への年額二百万円の特別助成金というのは、わざの鍛磨向上、この側面とともに伝承者の養成、つまり後継者育成を目的として交付されております。

伝統工芸士については、もちろんわざの向上、この面は当然強調されるわけですが、後継者養成の観点をより明確に位置づけるべきではないか、このように思いますか、いかがでしょうか。

○松田副大臣 先ほどの御質問とも関連するかと思うのですが、御案内のように、伝統工芸士は日本伝統工芸士会を構成いたします各産地

の伝統工芸士会に所属することとなつております

て、それぞれの伝統工芸士会では、その会則において、五年で切れて再交付というのを、先ほど先生の御指摘のように今はそれをやめております。

現代の名工は、個人としてのそれとのわざと申しますか、価値と申しますか、そういうものに着目した制度でございますから、今おつしやいましたように、まさにそのことですぱりその後継といふことになつてゐるわけでございます。

私どもの方は、先ほど来から申しておりますよ

うに、産地として、産業としてということでございましたから、今申しました後継者の確保とか育成、まことに大事な問題でございますが、産業として、産地としてどう対応するかということで、

こうして御審議いただいておりますこの法律の体系の中でも、例えば振興計画に基づく後継者の確保、育成あるいは従事者の研修といったものに対

しましても補助をいたしましてそれぞれやつていただきておりますし、また、從来からあります支援計画に基づきまして伝産人材育成センター、幾つかつくられておりますけれども、いわゆる伝産カレッジと申しておりますが、これに対しても助成をしながら後継者育成に当たつていただいております。

また、今次お願いしております法改正では、新しく変わります活性化計画、連携活性化計画のメニューの中に従事者の研修というものを加えます。

また、今次お願いしております法改正では、新しく変わります活性化計画、連携活性化計画のメニューの中に従事者の研修というものを加えます。

○平沼国務大臣 今、松田副大臣からお答えしたのが基本だと私は思つております。やはりこういう伝統的な技能、技術、こういうものを後世に伝えるということは非常に大切なことだと思っております。それはあくまでも産業の中でやつていたいだければ、産業として、産地として後継者育成をしつかりやつしていくといふ体制になつておる、そういう中でしつかりやらせていただきたい、こ

ういう考え方にしておるといふことでござります。

○塙川(鉄)委員 今回のものとの法の条文の中の、「伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行うこと」という項目に沿つて伝統工芸

士が指定をされているわけです。それが協会の仕事だということで、これが協会の仕事だといつて、やはり政府として、この点がはつきりしているわけですから、この位置づけを鮮明にしていただきたいということなんですね。

ですから、もちろん産業として後継者育成を行なうのは当然のことですけれども、伝統工芸士の資格、目的として、わざの向上に努めるということにすぎません。そういう意味でも、伝統工芸士の位置づけとして後継者養成の観点を明確にすべきではないかと思います。産地からの要望としても、技術保存指導者として嘱託をして技術研究費を支給したい、伝統工芸士の方にこのぐらいの対応が必要じゃないかという声も出でているそうですね。

日本伝統工芸士会の会則の中でも、後継者の確保、育成については、幾つもある事業項目の一項目にすぎません。そういう意味でも、伝統工芸士の位置づけとして後継者養成の観点を明確にすべきではないかと思います。産地からの要望としては、後継者養成の観点を明確にすべきではないかと思います。産地からの要望としては、後継者養成の観点を明確にすべきではないかと思います。

そこで、地域においても大いに活用されております。また、実演コーナーでは、実際に技術を持った方に来ていただきての講習会などを行なっています。また、学校の遠足などでも見学にいらっしゃる、また、学校の遠足などでも見学に訪れることがあります。また、学校の手書き和紙の実演ではなくて、手づくりのブランチですか、こういったものも含めたさまざまな工芸品の実演も行われております。

展示コーナーには、もちろん地元の小川の和紙も紹介はされておりますけれども、埼玉県が指定しているすべての伝統的手工芸品が町の施設に展示をされて、それに多くの方が見学にいらっしゃるそうです。また、学校の遠足などでも見学に訪れることがあります。また、学校の遠足などでも見学に訪れることがあります。また、学校の手書き和紙の実演ではなくて、手づくりのブランチですか、こういったものも含めたさまざまな工芸品の実演も行われております。

私の地元の埼玉の、和紙のふるさととして知られる小川町、ここでは町独自で埼玉伝統工芸会館というのを運営しております。建物の建設費には県の助成を受けながらも、運営、管理、ランニングコストはすべて町財政で負担をしているそうです。

うことでお伺いしたいと思っております。

産地からは、國にぜひ取り組みを強めてもらいたいという要望とあわせて、身近な県や市に何とかしてもらいたい、こういう声が上がっておりま

す。私の地元の埼玉の、和紙のふるさととして知られる小川町、ここでは町独自で埼玉伝統工芸会館というのを運営しております。建物の建設費には県の助成を受けながらも、運営、管理、ランニングコストはすべて町財政で負担をしているそうです。

展示コーナーには、もちろん地元の小川の和紙も紹介はされておりますけれども、埼玉県が指定しているすべての伝統的手工芸品が町の施設に展示をされて、それに多くの方が見学にいらっしゃるそうです。また、学校の遠足などでも見学に訪れることがあります。また、学校の手書き和紙の実演ではなくて、手づくりのブランチですか、こういったものも含めたさまざまな工芸品の実演も行われております。

いきたいと思つております。

我々いたしましては、やはりこうした國による施策と各地方自治体によるきめ細かな施策が相まって伝統的工芸品産業の発展につながる、このことが大事だと思っておりまして、それは、地方自治体と密接な連携を持ちまして、國がやるべきことはちゃんとやらせていただき、そして、今まで話がございましたように、地方でそういうことで積極的に取り組んでいる、そういうこととタイアップをしながら全体の発展に協力をしていきたい、このように思います。

○塩川(鉄)委員 こういう積極的な自治体がある一方で、残念ながら、苦しい財政事情から産地の取り組みに対応できない自治体も生まれているということです。二分の一の都道府県の負担が大きいために、ある東北地方の産地からは、県に補助金の申請をすると、今後も続けるのかと、暗にやめてくれないかという感じで言われるという声も上がっております。

この点で、國による財政支援をより拡大する、補助率の引き上げなどこの点での積極的な支援の取り組みができるだらうか、その点お伺いしたいと思います。

○岡本政府参考人 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、國の施策と自治体の取り組み、相まって伝統的工芸品産業の振興を図っていくという方が基本かと思ひます。

それで、補助率の点でございますが、やはりそれぞの地場産業として大きな位置づけを持つてゐる、同時に、国全体の立場からも、日本の伝統的な技術、技能をベースにした産業ということで私どもやってまいるわけですが、同額を國と地元市町村が折半しながら事業者の方々の取り組みを支援していくといふのが、変更するのはなかなか難しいといふふうに考えております。

○塩川(鉄)委員 少なくとも、こういう積極的な地方自治体の施策に全国の他の自治体が大いに学んでいく、こういう機会を広げていくことも必要

だと思うんです。そういう意味でも、伝統的工芸品産業への地方自治体の積極的な取り組みを全国

的に普及する活動の強化も図るべきではないかと思ひますが、いかがでしようか。

○岡本政府参考人 私どもも、伝統的工芸品の产地あるいは工芸品産業を抱えていらっしゃるそれが他の自治体で可能な限りの支援なり取り組みが行われることを期待するものでございます。

したがいまして、今先生御指摘のように、先進的な取り組みの事例があれば、他の自治体あるいは他の伝統的工芸品の产地、そういうところにも紹介を申し上げながら、そういう伝統的工芸品産業を大きく育てていこうという取り組みが、政府はもとよりございますが、各地方自治体を通じて盛り上がりながら、そういう方向に向けて引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

○塩川(鉄)委員 輸入の問題ですけれども、少なくない産地で外国からの輸入品により販売が落ち込んでいることが指摘をされております。その点でも、輸入の現状を正確に把握することが必要だと思います。

例えば、ことしに入つてから、仮壇については、これは木工品の項目の大くくりに入つていてものを、別個、いわゆる枝番という形で仮壇として統計上集約をするということになつたそうであります。

このように、例えば漆器などについても、輸入の影響が大きいというふうに産地の方はおつしやりますが、輸入の状況が必ずしもリアルにわからぬ、この産地でも、長引く不況で消費が落ちた。國への一番の要望は、景気をよくすることだ。懐が豊かになつて、着物でも買おうかというゆとりができるないと物が売れないと。これが一番の声だと思うんです。その点でない、こういう状況についても、実態に対応した正確な把握をするように努めていただきたいと思います。

○中山副大臣 輸入統計品目の見直しにつきましては、例年、財務省関税局におきまして、過去三年間の実績が毎年十億円以上のもののうち、定義が明確にできるものを対象として行つてまいります。

○山本委員長 大島令子君。

このような中、仮壇につきましては、昨年、当時の通商産業省から大蔵省関税局に輸入統計品目

表に追加するよう要望を行い、本年一月からの統計に追加されたところでございます。

経済産業省いたしましても、今後とも、伝産品に競合する品目も含め、輸入状況の把握の必要なものに關し、業界の要望等も踏まえつつ、品目の追加等を財務省関税局と相談してまいる所存であります。

また、原産地表示につきまして、これを義務づけることは、御承知のよう、WTO協定上、消費者保護等の必要性を考慮しつつも、輸出国の商業、産業にもたらす困難及び不便を必要最小限のものにしなければならないという厳密な要件を満たすことが前提条件となつております。また、WTO協定上、国産品につきましても同等の表示を

求めることが前提条件になるということから、国

内に事業者に対しても新たな負担が生ずる上、製造事業者だけでなく卸、小売業も含めた合意形

成が求められている、このように考えておるところがござります。

○塩川(鉄)委員 このような伝統的工芸品産業の将来をはかる上でも、さまざま要因はありますが、今の深刻な消費不況を開拓するということ

が何よりだと思います。どこの産地でも、長引く不況で消費が落ちた。

國への一番の要望は、景気をよくすることだ。懐が豊かになつて、着物でも買おうかというゆとりができるないと物が売れないと。これが一番の声だと思うんです。その点でない、こういう状況についても、実態に対応した正確な把握をするように努めていただきたいとい

ます。リストラ支援という形で個人消費を冷え込ませるやり方ではなくて、個人消費の拡大につながる経済政策への転換を図るべきだと思います。

あわせて、運営に当たりまして、私は大臣を希望しておりますけれども、何度も副大臣の答弁をいただきました。委員長に、ぜひその点の運営について今後の御配慮をお願いして、質問を終わ

ります。

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子でございます。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案について質問を行います。以下、この法律名を伝産法と表現させていただきます。

私は、先般、地元の産地組合や事務を行つておられます瀬戸市の担当者の方に、今改正案について伺つてまいりました。その結果、多くの御意見を拝聴いたしました。私の印象では、改正案の中身、例えばレストランでいえば、メニューは豊富になって非常によい、しかし、なかなか迷つてしまつて注文しづらいという印象でございました。

メニューや多岐にわたつていてよいが注文するところにちゅうちょする、つまり、今回の改正案は全体的に、担当者もよくできている、現場の声を反映しているという印象を受けるということです。

しかし、一方で、この制度を100%使い切るために自治体や産地は少ないだらうということです。なぜ使えないのか。これを考えれば、補助金事業の仕組みに問題があるからと、いうことでございます。法案の内容のよしあし以前に、補助金を得るために自治体の側に予算が必要なところに活性化を阻む原因もあるそうです。この件に関しまして、まず大臣の御見解を伺います。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。まず、御指摘の、今回の法改正によって支援メニューが多くなつて産地はどのメニューを使ってよいかわからないのではないか、こういうような御意見があつたということをございます。

今回の法改正においては、例えば、若手事業者のグループによる意欲的な取り組みへの支援を求めている産地や、産地間連携による取り組みへの支援を求めている産地など、産地ごとに多種多様な実態がある中で、可能な限り多くの意欲的な取り組みを支援の対象とできるよう、そういう考え方で必要な支援メニューを整備いたしましたがござります。

態に応じて、支援メニューの中からその産地によってより効果的なものを選択、そして実施していくことになるわけがありますけれども、どのメニューを利用していくことが効果的であるかにつき、そういう形で皆さん方がちょっと「感つておられる、こういうことで御指摘がございました。そこで、今回新たに創設をいたします産地調査あるいは診断事業等を活用しつつ、適切に産地に対し助言をしてまいりたい、こういうふうに思っております。

また、補助金のことについてもお答えをさせていただきたいと思うんですけれども、今回の法改正により創設することいたしております活性化計画や連携活性化計画については、これらの計画に基づく取り組みが十分な効果を発揮するように、一計画当たり約四百万円をめどとしているもの、その具体的な運用につきましては、金額を含めて各計画を実施する組合や事業者にとって最も事業の実施の効果があらわれるよう十分に配慮をしていきたい、このように思っております。

○大島(令)委員 ありがとうございます。それでは、政府参考人の岡本局長に質問をさせていただきます。

地方分権による権限移譲から見た問題点について、以下質問いたします。

私の地元の赤津焼は、平成十二年四月から、愛知県から瀬戸市に権限が移譲されました。地方分権の名のもとに権限移譲がなされたのでございませんけれども、国から見れば県も市も同じ地方自治体の範囲に入るというお考えでしようけれども、移譲される市への負担増については全く支援措置がないように私は思います。言いかえれば、今まで例えは二つの地域にまたがっている場合は県、そして一地域だけですと今度市町村にその事務と補助金の裏負担が回ってくるわけでございますけれども、県にとっては負担が減る、しかし末端の地方自治体にとつては新たな事務と財政の負担がふえるわけです。

例えば、事務量の増加に関しましては、これは

瀬戸市が赤津焼工業協同組合の実施する事業の窓口となるため、国への申請事務などさまざまな事務がふえるということになります。先ほど來の御

答弁から、百六十何ページあったものが十数ページに簡略されたということでございますが、瀬戸市にとつてはこの事務は初めての事務でござります。

財政負担の増加、これにつきましても、国が二分の一地方が二分の一地方といいまして生じてまいります。

地方自治体も行財政改革ということで非常に職員体制、スリム化を進めております。こういう中で事務量がふえる。しかし、移譲された自治体としてはその事務を確実にやりこなさねばならない、対応しなければならないという現実が待っておりません。しかしながら、移譲された自治体としてはその事務を政府に対して提出する

ましとすることで御連絡を申し上げ、それから、今度の法律改正につきましても、審議会の答申なんかももちろん自治体にも回しておりますが、加えまして、閣議で法案を政府として提出す

ることになりましたということで、これまでの関係の自治体に御連絡申し上げる、そういう形を通じまして、自治体の方々が国の施策とタイアップして地元の取り組みを応援する、そういう準備を少しでも前倒しでできますように、情報の提供と

が非常に必要になる。そして、年度途中のため実施期間が縮小されます。そうすると、期待される

よくな十分な内容が実施できるか心配だという声がござります。

以上の問題点につきまして、この法案が通った後、国は地方自治体に対して、より円滑にこの改正法を執行するため、どのような支援策を講じられるのか伺いたいと思います。

もう一点は、権限移譲に伴う国と地方自治体、この場合は市町村と申し上げますが、私は、新たな提案として、負担割合に変動制を考えていただきたいと伺いたいと思います。

○岡本政府参考人 振興計画の作成に当たつての煩雑さを解消する、緩和するということで、必要な

な書類なんかを大幅に減らすということは先ほど御答弁申し上げた次第でございます。

それから、予算の、六月議会あるいは九月議会をにらんで地方公共団体が対応していただくといふことに關しまして、今回の一連の予算措置、特

に産地の方々が希望されているのは、活性化の補助金をお使いになつてのいろいろな取り組みを国と地方が一緒にになって応援していくくというその部分が中心かと思いますが、昨年末に十三年度の政府予算原案が決定されました後速やかに、関係の自治体に対しては、私ども、こういう予算ができるましたとすることで御連絡を申し上げ、それから、今度の法律改正につきましても、審議会の答申なんかももちろん自治体にも回しておりますが、加えまして、閣議で法案を政府として提出す

ることになりましたということで、これまでの関係の自治体に御連絡申し上げる、そういう形を通じまして、自治体の方々が国の施策とタイアップして地元の取り組みを応援する、そういう準備を少しでも前倒しでできますように、情報の提供と

が非常に必要になる。そして、年度途中のため実施期間が縮小されます。そうすると、期待される

よくな十分な内容が実施できるか心配だという声がござります。

以上の問題点につきまして、この法案が通った後、国は地方自治体に対して、より円滑にこの改

正法を執行するため、どのような支援策を講じられるのか伺いたいと思います。

○大島(令)委員 そうしますと、今年度、県から市町村に権限移譲、事務移譲がなされた品目は何品目ございますか。

それと、変動制が難しいという御答弁でございませんけれども、総務省は先般、日経新聞に載っていました、私も総務省から資料をいただきまして、自治体の財政力によりまして地方債も弾力的に自治体が発行できるという方針を打ち出して

おります。

産業の振興ということであるならば、自治体が窓口になつて計画を県に上げるときに、やはり産

業振興の面からいえば、もう少し、自治体の状況によつて、財政力によって、国がそういう変動的な判断を、実施する中で持つてもよいのではないか、そのくらいの柔軟な対応をしてもらよいのでは

ないかと私は思います。いかがでしょうか。

○岡本政府参考人 分権法の関係で移譲されましたのは、約一千件程度でございます。

それから、地方と国との負担割合を変動させるという点でございますが、先生御案内のように、地場産業の振興を含めて、産業振興あるいは中小企業対策の関係で、各自治体は基準財政需要額と

いうものを総務省の方に提出して、そういうふたものをベースにしながら交付税の配分というのが行なわれているということが地方自治体の財源全般についてあるうかと思います。

したがいまして、各自治体の財政事情が近年特に厳しいということについては私どももよく存じ上げているところでございますが、国とでもやは

り似たような状況にござりますので、苦しい中にあっても、こういった大事な伝統的産業を振興している次第でございまして、このスキームのも

とに、とにかく一刻も早くそれぞれの地元の産業の再生、立ち上がりというものについて支援の手を差し伸べていくというのが何よりも肝要と思ひますので、負担割合の変更の点については、困難な事情をぜひ御理解賜りたいと存じます。

○大島(令)委員 私がしつこく変動制を導入してほしいと言いますのは、産地の協同組合がこういふことで、負担割合の変更の点については、困難な事情をぜひ御理解賜りたいと存じます。

次の方に質問項目に入ります。全国伝統的工芸品セ

ンター事業について伺います。これは政府参考人の岡本局長でござります。

先ほど達増委員も質問されました。現在、南青山で伝統工芸品の展示、普及、情報、資料収集事業を実施しているとのことでございますが、本年夏に、池袋にある東武美術館の一、二階を展示場、三階を事務所として移転する予定と聞いております。集客力のあるこの地への移転は望ましいと私の地元の瀬戸の陶磁器関係者もおつやつていました。しかし、スペースの賃貸料が約年間二億円となつております。費用対効果について絶えず検討すべきと私は考えます。一般、この地域においてはこの賃料は、大島さん、そんなに高くないよという御意見も聞きましたが、しかし、全体の予算が一億円の中で二億円、割合からすると非常に多いわけなんですね。

そういう意味から、まず、新しいセンターの人員体制がどのくらいになつていてるのか、そして、だれがどのように費用対効果を検討し、責任をとつていくのか、この辺を聞かせてください。

○岡本政府参考人 池袋のセンターは、一億円の予算を予定しております。賃借料一億円ということが、月当たりの坪単価で申し上げますと約二万五千円ということになります。

一方、今回比較対照しました他の物件の場合には月当たりの坪単価でおおむね四万円ということをございまして、その意味からかんがみまして、池袋のある地でまとまつた、それもデパートと連絡したスペースということでかんがみました場合に、私ども、妥当な価格ではないかと考えております。この点はもちろん、役所が選ぶということじゃなくて、協会の方々が懸命に都内のいろいろなところを当たつて、随分断られまして、やつと見つかったのが池袋というふうに報告を聞いております。

それから、この賃料の関係が、伝達関係予算十億の中の一割を占めるという点は、先生御指摘のように、大変ウエートが高いのは事実でござります。他方で、先ほどもちよつと御答弁申し上げましたが、今の青山が駐車場がないとか足回りが少し

悪いということもあつて、今度池袋に引つ越ししました場合には、集客数でもあるいは売り上げも今の倍以上のものが見込めるというふうに協会の方々自身予測をしている次第でございます。

それから、協会の運営でございますが、事務局は、専任事務局を抱えておりますが、十一人とい

は、専任事務局を抱えておりますが、十一人といふことで、かなりスリムな組織でございます。協

産地からそれを人を出していただいて、案件ごとに委員会をつくつて、いわばタスクフォースの

ような形で事業を取り進めるという部分が結構多くございまして、そういう形で事務局による作業と、そういうものをあわせて、協会の事業という

ものに遗漏なきを期してまいりたいと考えております。

○大島(令)委員 答弁漏れだと思いますが、運営に關しまして、だれがどのように費用対効果を検討していくのか、責任体制についてお願ひいたします。

○岡本政府参考人 失礼いたしました。

費用対効果という点につきましては、これは協会の中で、この引っ越しの件というのは、会長以下関係者がそれをこそ英知を集めて、それから一生懸命で都内のいろいろな物件を当たつて選んだ次第でございまして、その上で、協会の中の主要なメンバー及び事務局が一緒になって作業した結果でございます。

○大島(令)委員 答弁漏れだと思いますが、運営に關しまして、だれがどのように費用対効果を検討していくのか、責任体制についてお願ひいたします。

○岡本政府参考人 失礼いたしました。

費用対効果という点につきましては、これは協会として、國の予算を前提にしてやつております。この点は、会長以下関係者がそれをこそ英知を集めて、それから一生懸命で都内のいろいろな物件を当たつて選んだ次第でございまして、その上で、協会の中の主要なメンバー及び事務局が一緒になって作業した結果でございます。

○大島(令)委員 事務局が十一人、面積が約六百六十坪の展示スペースの中で、事務局が三階にございまして、すごくスリムで、中身の実際の運営は産地、業界の方といいますと産地の方になると

思つてますが、今そうでなくとも組合の方々は本当に手不足とか売り上げ不振とかで困っている

中で、そんなに行政が関与、お手伝いしないで、独立歩んでいけというような印象を受けるわけな

ります。それから、この賃料の関係が、伝達関係予算十億の中の一割を占めるという点は、先生御指摘の見解を聞かせてください。

○岡本政府参考人 協会の実際の事業運営に當たつて、専任の事務局のスタッフのほかに、全国的主要な産地から案件ごとに人を集め委員会方式でやつてているということを申しましたが、業界の中の実際の作業としては、そういう形で、主要な事業については企画をし、あるいは実施のフォローをするという形で取り進めているところでござります。

たつて、専任の事務局のスタッフのほかに、全国

の主要な産地から案件ごとに人を集め委員会方式でやつてているということを申しましたが、業界

の中の実際の作業としては、そういう形で、主要な事業については企画をし、あるいは実施のフォローをするという形で取り進めているところでござります。

もちろん、伝達法に位置づけられている協会でありますので、私ども経済産業省の事務局とし

ましても、協会の仕事については日々連絡をとり相談に乗るという形で、協会の事業運営の円滑化

ということに懸命に支援をしてまいりたいとございます。

今後とも、そういう姿勢で臨んでまいりたいと考

えております。

○大島(令)委員 それでは、本年度のイベントの企画は、昨年に比べて、新しいところでどのよう

な計画がござりますか。

○岡本政府参考人 池袋の新しいフロアは夏にオープンをするということになつております。議員

会として、國の予算を前提にしてやつております。この点は、会長以下関係者がそれをこそ英知を集めて、それから一生懸命で都内のいろいろな物件を当たつて選んだ次第でございまして、その上で、協会の中の主要なメンバー及び事務局が一緒になって作業した結果でございます。

○大島(令)委員 それでは、本年度のイベントの企画は、昨年に比べて、新しいところでどのよう

な計画がござりますか。

○岡本政府参考人 池袋の新しいフロアは夏にオープンをするということになつております。議員

会として、國の予算を前提にしてやつております。この点は、会長以下関係者がそれをこそ英知を集めて、それから一生懸命で都内のいろいろな物件を当たつて選んだ次第でございまして、その上で、協会の中の主要なメンバー及び事務局が一緒になって作業した結果でございます。

○大島(令)委員 では、次の質問でございます。

○岡本政府参考人 これも岡本局長にお伺いいたします。

まず、補助金に対する課税のあり方について提

案いたします。

補助金の性格からまして、現行制度は事業所得ですが、それでこういふ事業が新たな場所に

引つ越した中でやつているものなのか、その辺

なれば、補助金の収入イコール全部経費として支出され、不用額がないわけですから、課税といふことにはならないと思います。

しかし、私は、本法案の改正理由は、苦境に立つて伝統産業の一層の振興を目的としていることにはならないと思います。

そこで、私が最初から難しい会計帳簿をつけなくていいように、計画がしっかりと

計画がござりますが、専任事務局を抱えており

ます。専任事務局を抱えておりますが、十一人といふことで、かなりスリムな組織でございます。協

産地からそれを人を出していただいて、案件ごとに委員会をつくつて、いわばタスクフォースの

ような形で事業を取り進めるという部分が結構多くございまして、そういう形で事務局による作業と、そういうものをあわせて、協会の事業という

ものに遗漏なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも、そういう姿勢で臨んでまいりたいと考

えております。

○大島(令)委員 それでは、本年度のイベントの企画は、昨年に比べて、新しいところでどのよう

な計画がござりますか。

○岡本政府参考人 池袋の新しいフロアは夏にオープンをするということになつております。議員

会として、國の予算を前提にしてやつております。この点は、会長以下関係者がそれをこそ英知を集めて、それから一生懸命で都内のいろいろな物件を当たつて選んだ次第でございまして、その上で、協会の中の主要なメンバー及び事務局が一緒になって作業した結果でございます。

○大島(令)委員 では、次の質問でございます。

○岡本政府参考人 これも岡本局長にお伺いいたします。

まず、補助金に対する課税のあり方について提

案いたします。

補助金の性格からまして、現行制度は事業所得ですが、それでこういふ事業が新たな場所に

引つ越した中でやつているものなのか、その辺

の見解を聞かせてください。

なれば、補助金の収入イコール全部経費として支出され、不用額がないわけですから、課税といふことにはならないと思います。

しかし、私は、本法案の改正理由は、苦境に立つて伝統産業の一層の振興を目的としていることにはならないと思います。

そこで、私が最初から難しい会計帳簿をつけなくていいように、計画がしっかりと

計画がござりますが、専任事務局を抱えており

ます。専任事務局を抱えておりますが、十一人といふことで、かなりスリムな組織でございます。協

産地からそれを人を出していただいて、案件ごとに委員会をつくつて、いわばタスクフォースの

ような形で事業を取り進めるという部分が結構多くございまして、そういう形で事務局による作業と、そういうものをあわせて、協会の事業という

ものに遗漏なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも、そういう姿勢で臨んでまいりたいと考

えております。

○大島(令)委員 それでは、本年度のイベントの企画は、昨年に比べて、新しいところでどのよう

な計画がござりますか。

○岡本政府参考人 池袋の新しいフロアは夏にオープンをするということになつております。議員

会として、國の予算を前提にしてやつております。この点は、会長以下関係者がそれをこそ英知を集めて、それから一生懸命で都内のいろいろな物件を当たつて選んだ次第でございまして、その上で、協会の中の主要なメンバー及び事務局が一緒になって作業した結果でございます。

○大島(令)委員 では、次の質問でございます。

○岡本政府参考人 これも岡本局長にお伺いいたします。

まず、補助金に対する課税のあり方について提

案いたします。

補助金の性格からまして、現行制度は事業所得ですが、それでこういふ事業が新たな場所に

引つ越した中でやつているものなのか、その辺

をお持ちでしょ？

○岡本政府参考人 先生御案内のように、補助金を受けて処理されるということになるわけですが、他方で、補助金を事業のために使うということで、先ほどの先生のお話ですと後継者の育成のために使うということで、そのために、例えば益金として処理されるということになります。それで、先ほどの先生のお話では、これは当然損金となることになりますが、もう一つの問題は、この支出がありました場合には、これは当然損金となることになりますが、損金が相殺されて課税の対象になる所得は残ったとしてもごくわずかではない、あるいは残ったとしてもごくわずかであるということが、多くの補助事業の実態ではないかと思います。

そういう中で、一つのまとまつた償却資産のようなもの、あるいは固定資産のようなものを取得するという場合に課税の問題というのがあるから、なっている事業というのは、先ほどの先生のお話にもありましたように、数十万とかあるいは百萬、二百万といった、そういう規模の事業をおやりになっているケースが非常に多くございまして、少額の償却資産の場合には一括損金算入といたる税法上の制度もございます。

したがいまして、実際のところ、課税の心配をしなきやならないというケースはそう多くはないんじゃないのかというふうに私は考えているところでございます。

○大島(令)委員 そういう御答弁であるならば、補助金に対して課税するということではなく、免稅措置を講じてもいいのではないかと私は思いました。どうでしょうか。

○岡本政府参考人 税のお話でございまして、この場で、私の立場で明確な答弁を申し上げるのは大変難しうございまして、委員会における先生の御指摘でござりますので、機会を得まして、政府の中でも関係の方面にもお伝えをし、勉強をさせていただきたいと思います。

○大島(企)委員　では、共同振興計画実施に当たつての問題点について、同じく岡本局長に質問をいたします。

改正案は、需要開拓のための共同振興計画の販売者側の作成主体に今度は販売事業者を追加し、これに商社、百貨店も主体として位置づけられるようになります。これは中抜きをするということになります。産地の事業者には直接販売するノウハウはないようですし、中間の流通業者もほとんど市内の業者のため、そこをつぶすことになってしまうのではないかと懸念されます。実際は、制度に対しても役所が提案し、活用を促すというところが多いのが現状ということでございます。

そこで、疑問があります。共同相手が商社や百貨店になると、共同振興計画を作成し、事業実施をしていく中で、産地の協同組合は、一般的に、伝産法に關係なく中小企業支援策を受けることができます。しかし、補助金に関しては中小企業対策費が財源の補助金であるため、商社や百貨店のような大企業が共同相手となつた場合に、支障や制約が生じないでしょうか。これについてはどのように対応されるのでしょうか。

○岡本政府参考人　今回、共同振興計画の相手方として、百貨店でありますとか商社とか、そういう流通業者の方々を追加しますのは、この共同振興計画のパートナーとして従前位置づけられておりました産地の問屋さん、販売業者の組合のようなもの、これをスキップするということではございませんで、産地の方々がパートナーとして選ぶ場合の選択肢として商社なり百貨店のような方々も追加するというのが、今回の改正の趣旨でございます。

その上で、産地の方々が、相手方として、百貨店なり商社、往々にして大企業が多い、そういう流通業者の方々をパートナーとして選んだ場合に、私どもは、あくまでも産地の、伝統工芸品をつくっている方々の需要の開拓という面で今度の改正を御提案申し上げているところでございまして、組むパートナーが大企業であったとしても、

○岡本政府参考人 活性化計画は、産地の組合全員が主体になつた取り組みでなくとも、少数のあるいは二、三社という非常に数の少ない方々のグループで、前向きな取り組みをする、新商品の開発でありますとか共同展示、その他の販路開拓事業をやるとか、そういう場合も幅広く支援の対象としていくという制度でございます。

したがいまして、共同振興計画という形で需要の開拓をおやりになるケースもありますでしょうし、それに入つた方々が、今度は活性化計画を利⽤して、別途のアプローチでもつて、新商品の開発であつたり、あるいは販路開拓をやるという場合に、これを支援の対象にするということは十分可能でございまして、制度の上でそういった形の取り組みを排除するものではございません。

○大島(令)委員 では、具体的に聞きますけれども、赤津焼工業協同組合は、事業内容が振興計画とした場合に、この活性化計画の補助制度を使えるんですか。

○岡本政府参考人 赤津焼の場合には、まず産地の指定という手続を踏む必要があるうかと思います。

そのことに関連して、今回の法律改正は、いわゆる組合法上の組合でなくても任意の団体でもいいということで、要件の緩和を御提案させていただいておりますが、赤津焼の場合に、まずもつてこの点が、多分、産地での指定に向けての意見集約というか、過半の方々が、今任意の組合があると聞いておりますので、そういう形で指定に向

けます。支援してまいる考え方でございます。

○大島(令)委員 もう一点、岡本局長に質問をさせていただきます。

振興計画の補助金を受ける協同組合は、新しい活性化計画の補助金を受けることができるんでしょうか。

○岡本政府参考人 活性化計画は、産地の組合全員が主体になつた取り組みでなくても、少数のあるいは二、三社という非常に数の少ない方々のグループで、前向きな取り組みをする、新商品の開発でありますとか共同展示、その他の販路開拓事業をやるとか、そういう場合も幅広く支援の対象としていくという制度でございます。

したがいまして、共同振興計画という形で需要の開拓をおやりになるケースもありますでしょうし、それに入つた方々が、今度は活性化計画を利⽤して、別途のアプローチでもつて、新商品の開発であつたり、あるいは販路開拓をやるという場合に、これを支援の対象にするということは十分可能でございまして、制度の上でそういった形の取り組みを排除するものではございません。

○大島(令)委員 では、具体的に聞きますけれども、赤津焼工業協同組合は、事業内容が振興計画とした場合に、この活性化計画の補助制度を使えるんですか。

○岡本政府参考人 赤津焼の場合には、まず産地の指定という手続を踏む必要があるうかと思いま

その上で、活性化計画の実際の支援ということについては、法律上の認定と同時に、地元の自治体の方の応援の姿勢というものの、先ほど米先生御指摘のように、予算面でのおつき合いをいただくというところがござりますので、その辺の事情も私どもも見きわめながら、具体的な計画の固まりぐあいに応じて、地元の方々と緊密に御相談をしながら進めたいと考えております。

○大島(令)委員 少し整理しにくいのですが、結論……

○岡本政府参考人 訂正させていただきます。赤津燃は指定されているということをございますので、大変失礼いたしました。ちょっとほかのケースと勘違いしておりました。

したがつて、指定の件はもう必要ございませんので、活性化計画の実際の内容固め、それに向けての地元の自治体の予算の準備の状況、そういうものを見ながら、私ども、地元と十分な御相談をしながら進めていきたいと考えております。

○大島(令)委員 ということは、国の方の補助金は出せるけれども、結局地元瀬戸市が問題を持つている。もう振興計画で補助金を二分の一出してしまった、だから、同じ協同組合にも一度、違う目的の計画で瀬戸市がゴーサインを出せばできる、国の方は問題ないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○岡本政府参考人 活性化計画全体の予算の制約もございますので、今この場で私どもの立場として、御指摘の具体的なケースについて予算をコミットするということは難しいのですけれども、どれぐらいの規模の事業を実際にお考えになるかということによつても、私どもが十二年度の予算でもつて対象にすることが可能かどうかというのも違つてしまりますでしょうか、そういう意味で、計画の中身というのをまずもつて拝見させて

いただきたいと思っております。

同時に、国の側で、御指摘のケースについて予算を実際に充当していくことに踏み切るに当たりましては、地元の自治体の、私どもと一緒に来年度の予算でやっていただくという意向を確認するということも当然にさせていただかなければならぬ作業だと思っておりまして、そういう意味も含めまして、地元と十分に連絡をとらせていただきながら検討を進めていきたいというふうに思っているものでございます。

○大島(令)委員 では、最後に大臣に質問させていただきます。

私は、新しい補助制度の提案をさせていただきます。

産地の方の話でございますが、現行の補助制度では、伝統的工芸品産業が今後とも維持発展していくのか疑問である、販売促進にはならないのではないかという御意見でございました。今後とも必要な産業であるならば、一定の競争も必要であり、やる気を起こして活路を見出しが大切なとその方はおっしゃっていました。

現状は、例えば千円で販売される商品は売り値の二割か二割五分しか生産者の手元に入らないため、経営は非常に苦しい。これが産地問屋、消費地問屋を通して、最終的に千円で売られるということでございます。

職人さんは産業である以上商品をつくりたい、しかし片方で消費者は安い方がいい;であるならば、一千万円を協同組合に補助してほしい、そうすると、組合員の製品を全部納合が一千万円で買上げて、そして意を酌んでくれる有能なプロの営業マンに全部販売していただく、その利潤で後継者を育成できる。

というのは、例えば一万円のものならば生産者には一千五百円しか入らない、ところが、ここは問屋を通さないわけで、営業マンが全部買いつているわけですから、別に二千五百円で出荷したものを五千円で売つてもいいわけなんです。そうすると、例えば一千万円補助金をもらった場合に

一千万円の利潤が出る。そうすると、一人の営業のプロの経費が当然出ます。そして、確実に売れるということで後継者の育成にもなるということを考えています。では、それを三倍の値段で売ればまた一千万利潤が出る、それでもっともつと産業の振興に取り組むことができるということでございます。

この方も、昼間は職人としてこういう商品をつくり、夜は余った時間でろくろを回し、染付焼をして、その作家としてつくっているわけなんですが、実はこれは五万円ということなんです。ちょっと私、五万円だと買えないけれども、今のような方法で、一万円とか三万円だつたら買ってみたいな

ごく興味を持ったわけでございます。

ですから、結局は、生産者にとって最も大切なことは、伝産品をつくって食べていただけることであり、食べていただけることが後継者の育成にもつながる、こういう仕組みを整備していた

だきたいというのが、やはり現場の方の御意見でした。

私は、きょう十時から今までずっと皆様の御意見を聞いてまいりました。最後、まとめの質問といふことですが、法の第何条がどうだとか、こういうことです。法の第何条がどうだとか、こういう法でこういうふうに活性化するとか、新しい制度ができたとか、そういう細かいことじゃなく、現場の人は、伝産品がこれからも日常生活の中のものとして使われ、伝統的な技術や技法によって製造され、そういうものが残り、そしてこの産地が産業として生き残るために、食べていただけること、そして後継者につながる、これが産業ではないか、これが経済産業省の仕事ではないかといふことでございます。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、

[賛成名起立]

○山本委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

最後に、現場の人の声を踏まえた私の提案に対する大臣の御見解をぜひ聞かせてください。

○平沼国務大臣 大島先生御指摘のような補助制度についてでございますけれども、伝統的工芸品

産業施策の基本というのが、産業の自立的な発展を促して、國や地方公共団体はこれを側面的に支援することにある、こういうことを踏まえます

と、今おっしゃったように、産地組合が、元的に製品を買い上げるという先生の御指摘の補助制度

というのは、一つは事業者の自助努力への意欲を減退させる、こういうことにもつながりますし、また、いわば言つてみれば非競争的な取引を生み出します。実際にお話しした方は、この愛知の伝統工芸品の中にある瀬戸染付焼、このつばなんですが、

実はこれは五万円ということなんです。ちょっと私、五万円だと買えないけれども、今のような方法で、一万円とか三万円だつたら買ってみたいな

ごく興味を持ったわけでございます。

○大島(令)委員 どうもありがとうございました。

○山本委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○山本委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○山本委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○山本委員長 これより討論に入るのです。が、討論の申し出があれませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○山本委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

最後に、現場の人の声を踏まえた私の提案に対する大臣の御見解をぜひ聞かせてください。

○平沼国務大臣 大島先生御指摘のよう

な法律案を改正する法律案についてでございます。

○山本委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、基盤技術研究開発法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。平沼経済産業大臣

産業施策の基本というのが、産業の自立的な発展を促して、國や地方公共団体はこれを側面的に支援することにある、こういうことを踏まえます

と、今おっしゃったように、産地組合が、元的に製品を買い上げるという先生の御指摘の補助制度

というのは、一つは事業者の自助努力への意欲を減退させる、こういうことにもつながりますし、また、いわば言つてみれば非競争的な取引を生み出します。実際にお話しした方は、この愛知の伝統工芸品の中にある瀬戸染付焼、このつばなんですが、

実はこれは五万円ということなんです。ちょっと私、五万円だと買えないけれども、今のような方法で、一万円とか三万円だつたら買ってみたいな

ごく興味を持ったわけでございます。

○大島(令)委員 どうもありがとうございました。

○山本委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○山本委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○山本委員長 これより討論に入るのです。が、討論の申し出があれませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○山本委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

最後に、現場の人の声を踏まえた私の提案に対する大臣の御見解をぜひ聞かせてください。

○平沼国務大臣 大島先生御指摘のよう

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る三十日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

案 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律

第一条 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

日本中「第一章 国の財産の利用等(第三条・第五条)」を

「第二章 国の財産の利用等(第三条・第一

第二章の一 基本方針(第五条の二)」

「第七節 補則(第四十五条・第四十七条)」を

「第七節 補則(第四十五条・第四十七

第三章の一 通信・放送機構及び新エネ

第一節 通信・放送機構の業務(第四十

第二節 新エネルギー・産業技術総合

七条の二・第四十七条の五)

開発機構の業務(第四十七条の六・第四十七条の九)

に、「(第四十八条)」を「(第四十八条・第四十

八条の二・第四十七条の五)」に改める。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 基本方針

(基本方針)
第五条の二 総務大臣及び経済産業大臣は、民

間ににおいて行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
・ 民間において行われる基盤技術に関する事

試験研究の目標に関する事項

一 民間において行われる基盤技術に関する試験研究の成果の普及に関する事項

二 民間における基盤技術に関する事項

試験研究の促進に重点的に図るべき基盤技術の分野に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する重要な事項

3 総務大臣及び経済産業大臣は、基本方針を

定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二十一条中「副理事長一人」を削り、「四人」を「一人」に改める。

第二十二条第三項を削り、同条第四項中「、理事長及び副理事長」を「及び理事長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十六条第三項中「副理事長又は」を削る。

第二十七条中「、理事長又は副理事長」を「又は理事長」に、「理事長及び副理事長」を「及び理事長」に改める。

第二十三条第一項第一号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第八号を削り、同条第二項を削る。

第四十七条第六項中「第二十一条第一項又は」を削る。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 通信・放送機構及び新エネ

ルギー・産業技術総合開発

機構の業務

第一節 通信・放送機構の業務

(通信・放送機構の業務)

第四十七条の一 通信・放送機構は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)以下「機構法」という。第二十八条第一項に規定する業務のほか、民間において行われる基盤

技術(電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。)の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち総務省の所掌に係るものに限る。以下この条において「通信・放送基盤技術」という。)に関する試験研究を促進するため、次の業務を行う。

一 通信・放送基盤技術に関する試験研究を行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する事項

二 民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する事項

三 民間において行われる基盤技術に関する試験研究の成果の普及に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する重要な事項

五 総務大臣及び経済産業大臣は、基本方針を

第一号において同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。

・ 海外から通信・放送基盤技術に関する研究者を招へいすること。

四 通信・放送基盤技術に関する情報収集し、整理し、及び提供すること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十三 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十四 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十三 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十四 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

は、その日に終わるものとする。

3 センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(センターの資産の承継に伴う出資の取扱い)

第三条 前条第一項の規定により通信・放送機構又は開発機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、同項の規定によるセンターの解散の時以下「解散時」という。(までに政府及び政

府以外の者からセンターに対して出資された額(次項の規定により出資されたものとされた額を含み、同項の規定により出資がなかつたものとされた額を除く。)は、それぞれその承継に際し、政令で定めるところにより、政府及び政府以外の者から通信・放送機構又は開発機構に、附則第六条及び第七条に規定する通信・放送機構の業務(以下「通信・放送承継業務」という。)又は附則第十三条において準用する附則第六条及び附則第十四条に規定する開発機構の業務(以下「鉱工業承継業務」という。)に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとす

る。この場合において、通信・放送機構又は開発機構は、それぞれ通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第五条第二項又は石油代替エネルギー法(法律第七十号。以下「石油代替エネルギー法」という。)第十四条第三項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

2 センターが第一条の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一条第一項第一号及び第二条の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一条第一号の規定によ

りて、センターが締結した出資契約(センターが基盤技術に関する試験研究を行う者に対し、当該試験研究に必要な資金の出資を行うことを約する契約をいう。)に係る出資を行うこと。

(センターの業務の特例)

第五条 センターは、この法律の施行の日から附則第二条第一項の規定による解散の日の前日までの間においては、第一条の規定による改正後の基盤技術研究円滑化法第三十一条の規定にかかわらず、同条第一号に規定する業務のうち次の各号に掲げるものを行わないものとする。

一 平成十三年三月三十日までに基盤技術研

究円滑化法第三十一条第一項第一号の規定に

よるセンターが締結した出資契約(センターが基盤技術に関する試験研究を行う者に対し、当該試験研究に必要な資金の出資を行うことを約する契約をいう。)に係る出資を行うこと。

二 平成十三年三月三十日までに基盤技術研

究円滑化法第三十一条第一項第一号の規定に

よるセンターが締結した出資契約(センターが基盤技術に関する試験研究を行う者に対し、当該試験研究に必要な資金の出資を行うことを約する契約をいう。)に係る出資を行うこと。

三 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(通信・放送承継勘定)

生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を超えるときは、その差額に相当する額については解散時において、政令で定めるところにより、センターに対し政府及び政府以外の者から出資されたものとし、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を下回るとときは、その差額に相当する額については解散時に、政令で定める

ところにより、センターに対する政府及び政府以外の者の出資はなかつたものとする。

(センターの権利及び義務の承継に伴う積立金又は繰越欠損金の取扱い)

第四条 附則第二条第一項の規定により通信・放送機構又は開発機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際第一条の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一条第一項又は第三項に規定する積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、附則第九条に規定する特別の勘定又は附則第十三条第一項において準用する附則第九条に規定する特別の勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

(センターアの業務の特例)

第五条 センターは、この法律の施行の日から附則第二条第一項の規定による解散の日の前日までの間においては、第一条の規定による改正後の基盤技術研究円滑化法第三十一条の規定にかかわらず、同条第一号に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行つ。

2 通信・放送機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

(通信・放送機構の業務の委託等)

第六条 通信・放送機構は、総務大臣の認可を受けて、前条第一項に規定する業務について、金融機関その他の政令で定める法人に対し、当該業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による総務大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

(通信・放送承継勘定の廃止等)

第十一条 通信・放送機構は、通信・放送承継業務を終えたときは、通信・放送承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際通信・放送承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額を附則第三条第一項の政府及び政府以外の者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

2 通信・放送機構は、前項の規定により通信・放送承継勘定を廃止したときは、その廃止の際通信・放送承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

究円滑化法第三十一条第一項第一号の規定によりセンターガ締結した貸付契約に係る貸付け以外の貸付けを行うこと。

(通信・放送機構による株式に関する業務)

第六条 通信・放送機構は、機構法第十八条第一項に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間ににおいて、附則第二条第一項の規定により承継した株式の処分を行う。

(通信・放送機構が承継する貸し付けられた資金に係る債権に関する業務)

第七条 通信・放送機構は、第一条の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一条第一号及び第二条の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一条第一号の規定により承継した株式の処分が終了した日(以下「処分終了日」という。)において、政令で定めるところにより、通信・放送機構は、機構法第二十九条第一項第一号及び第二条の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一条第一号の規定により貸付けられた資金に係る債権附則第二条第一項第一号の規定により承継したものに限る。)の回収が終了するまでの間、機構法第二十八条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行つ。

2 通信・放送機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

(通信・放送機構の業務の委託等)

第八条 通信・放送機構は、総務大臣の認可を受けて、前条第一項に規定する業務について、金融機関その他の政令で定める法人に対し、当該業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による総務大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

(通信・放送承継勘定の廃止等)

第十一条 通信・放送機構は、通信・放送承継業務を終えたときは、通信・放送承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際通信・放送承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額を附則第三条第一項の政府及び政府以外の者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

2 通信・放送機構は、前項の規定により通信・放送承継勘定を廃止したときは、その廃止の際通信・放送承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

第九条 通信・放送機構は、通信・放送承継業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「通信・放送承継勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(通信・放送機構による株式の処分終了時における出資の取扱い)

第六条 通信・放送機構は、機構法第十八条第一項に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間ににおいて、附則第二条第一項の規定により承継した株式の処分を行う。

(通信・放送機構による株式の処分終了時における出資の取扱い)

(機構法の特例)

第十二条 附則第六条及び第七条の規定により通信・放送機構の業務が行われる場合には、機構

法第五条第四項中「研究開発出資業務」という」とあるのは「研究開発出資業務」という。」必要な資金、基盤技術研究」皆化法の一部を

則第八条第一項の規定により業務の委託を受けた者」と、機構法第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は改正法附則」と、同条第二号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項並びに改正法附則第六条及び第七条」とする。

ギー法第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行う。

くは同項の規定により業務の委託を受けた者の」と、「ただし、受託金融機関」とあるのは「ただし、受託金融機関又は同項の規定により業務の委託を受けた者」と、石油代替エネルギー法第五十六条第一号中「又は第四十九条」とあるのは「若しくは第四十九条又は改正法附則第十三条に定むる、改正法附則第十三条」を第一頁

改正する法律（平成十一年法律第一号）に以
下「**改正法**」という。附則第六条及び第七条に規
定する業務」と、機構法第三十八条中「この法

〔開発機構への準用〕
第十三条 附則第六条及び第八条から第十一条までの規定は、開発機構について準用する。この場合において、附則第六条第一項中「機構法第

算して、一年を超えない範囲内において命令で定める口までの間、石油代替エネルギー法第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、当該貸付契約に係る貸付けを行うことができる。

第八条第一項の規定により業務の委託を受けた者」と、石油代替エネルギー法第五十九条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は改正法附則」と、同条第三号中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに改正法附則第十三条において準用する改正法附則第六条及び改正法附則第十四条とする。

(石油代替エネルギー法の特例)

(罰則の経過措置)
第十六条 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつて行はる。

行われる場合には、石油代替エネルギー法第四十一条第一項中「第三十九条第一項」とあるのはは

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十一条第一項並びに基盤技術研究開発化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号。以下「改正法」という。)附則第十三

第十七条 この附則の規定によるものに依る法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

条において準用する改正法附則第六条及び改正法附則第十四条と、石油代替エネルギー法第五十二条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及び文三七二四七二二

(機構法の一部改正)
第十八条 機構法の一部を次のように改定する。
第十八条中「三人」を「四人」に改める。
(石油代替エネルギー法の一部改正)

あるのに、この法律が改正法附則並てはこれに基づく「政令」と、石油代替エネルギー法等五十三条第二項中「この法律」とあるのは「この

第十九条 石油代替エネルギー法の一部を次のと
うに改正する。

法律又は改正法附則の規定」と、石油代替エネ
ルギー法第五十四条第一項中「この法律にある

第二十八条中「十人」を「二人」に改める。
（右炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律）

の「この法律又は改正法附則の規定」と、「若

（第十九条の整備等に関する法律の一部改正）

しくは受託金融機関に対し」とあるのは「、受託金融機関若しくは改正法附則第十三條において

第三十条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第一二二号)によるものとする。

準用する改正法附則第八条第一項の規定により業務の委託を受けた者に対し」と「若しくは受託金融機関とのあるのは「受託金融機関若し

第十六号の一部を次のように改正する。
第十条のうち石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十一条の改正規定

中「十人」を「十一人」に、「八人」を「九人」に改める。

理由

民間において行われる基盤技術に関する試験研究を促進する体制の強化を図るため、当該試験研究を政府等以外の者に委託して行う等の業務を通信・放送機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構に行わせるとともに、基盤技術研究促進センターを解散する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年四月五日印刷

平成十三年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者

財務省印刷局

D